

官報

号外 昭和三十九年三月十三日

○第四十六回 衆議院會議録 第十四号(その一)

昭和三十九年三月十三日(金曜日)

議事日程 第十三号

昭和三十九年三月十三日

午後二時開議

第一 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府と

アメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結につ

いて承認を求めるの件

第三 北太平洋のおととせいの保

存に関する暫定条約を改正する

議定書の締結について承認を求

めるの件

第四 千九百六十二年の国際コー

ヒー協定の締結について承認を

求めるの件(参議院送付)

第五 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 産業労働者住宅資金融通法

等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 文部省設置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第八 北海道東北開発公庫法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

海外移住審議会委員任命につき国

会法第三十九条但書の規定によ

り議決を求めるの件

定春対策審議会委員任命につき国

会法第三十九条但書の規定によ

り議決を求めるの件

肥料審議会委員任命につき国会法

第三十九条但書の規定により議

決を求めるの件

国立近代美術館評議員会評議員任

命につき国会法第三十九条但書

の規定により議決を求めるの件

蚕糸業振興審議会委員任命につき

国会法第三十九条但書の規定に

より議決を求めるの件

畜産物価格審議会委員任命につき

国会法第三十九条但書の規定に

より議決を求めるの件

米価審議会委員任命につき国会法

第三十九条但書の規定により議

決を求めるの件

日程第一 公営企業金融公庫法の

一部を改正する法律案(内閣提

出)

日程第二 原子力の非軍事的利用

に関する協力のための日本国政

府とアメリカ合衆国政府との間

の協定を改正する議定書の締結

について承認を求めるの件

日程第三 北太平洋のおととせいの

保存に関する暫定条約を改正

する議定書の締結について承認

を求めるの件

日程第四 千九百六十二年の国際

コーヒー協定の締結について承

認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 特定船舶整備公団法の

一部を改正する法律案(内閣提

出)

日程第七 文部省設置法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

日程第八 北海道東北開発公庫法

の一部を改正する法律案(内閣

提出)

暴力行為等処罰に関する法律等の

一部を改正する法律案(内閣提

出)の趣旨説明及び質疑

午後二時九分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

海外移住審議会委員任命につき国

会法第三十九条但書の規定によ

り議決を求めるの件

定春対策審議会委員任命につき国

会法第三十九条但書の規定によ

り議決を求めるの件

肥料審議会委員任命につき国会法

第三十九条但書の規定により議

決を求めるの件

国立近代美術館評議員会評議員任

命につき国会法第三十九条但書

の規定により議決を求めるの件

蚕糸業振興審議会委員任命につき

国会法第三十九条但書の規定に

より議決を求めるの件

畜産物価格審議会委員任命につき

国会法第三十九条但書の規定に

より議決を求めるの件

米価審議会委員任命につき国会法

第三十九条但書の規定により議

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議第十四号(その一) 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、海外移住審議会委員に本院議員田中龍夫君、同山原春次君、同永田亮一君、宛春対策審議会委員に本院議員井村重雄君、同小林進君、同田中龍夫君、同中野四郎君、同本島百合子君、同山口シヅエ君、肥料審議会委員に本院議員、足鹿寛君、同小川平二君、同始國伊平君、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員長谷川峻君、同長谷川保君、参議院議員林屋竜次郎君、蚕糸業振興審議会委員に本院議員吉川久衛君、同高山富之君、同谷垣專一君、同中澤茂一君、同長谷川四郎君、参議院議員本暮武太夫君、同小山邦太郎君、同中田吉雄君、畜産物価格審議会委員に本院議員谷垣專一君、同芳賀資君、同長谷川四郎君、参議院議員仲原善一君、同矢山有作君、米価審議会委員に本院議員淡谷修蔵君、同館林三喜男君、同根本龍太郎君、同湯山勇君を任命するため、それぞれ国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得た

のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

日程第一 公営企業金融公庫法の

一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律

正する法律

公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内

において、公庫に追加して出資することが出来る。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することが出来る。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

公営企業金融公庫に対する政府の追加出資及び同公庫の監事の権限についての規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長森田重次郎君。

「報告書は本号(その二)に掲載」

「森田重次郎君登壇」

○森田重次郎君 ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の内容の第一は、政府は、予算で定める金額の範囲内において、公営企業金融公庫に追加して出資することが出来る等、公庫の資本金に関する規定を整備するものであります。

第二は、本公庫の業務運営が適切かつ能率的に運用されるよう、監事の権限を強化するため、監事は、監査の結果に基づき、總裁または總裁を通じて主務大臣に意見を申し出る道を設けるものであります。

本案は、一月二十九日本委員会に付託となり、同三十一日自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、各政府関係機関に対する出資の状況、監事の権限、地方公営企業の再建、なかんずく公共料金の抑制と企業経営との関連等について、慎重に審議を行なったの

であります。その内容は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

二月七日質疑を終りました。三月五日、監事の権限につき、三党共同提案により、監事は總裁を通じて、直接主務大臣に意見を申し出ることが出来る旨の修正案が提出され、趣旨説明がなされた後、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて本案は修正案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、三党共同により、公庫に対する政府出資金の増額、公庫貸し付け利率の引き下げ、償還期限の延長、融資のワク及び融資対象の拡大等と内容とする附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

〔参照〕

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十條に一項を加える改正規定中「總裁を通じて」を削る。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正でありま

す。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、

本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 原子力の非軍事的利用

に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正

する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 千九百六十二年の国際

コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第二、原子力

の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第三、北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第四、千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長赤澤正道君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔赤澤正道君登壇〕

○赤澤正道君 ただいま議題となりました三案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、原子力に関する日米協定の改正議定書について申し上げます。

わが国の原子力研究事業に必要な特殊核物質の需要が増加している実情にかんがみ、政府は、現行協定に基づいて入手し得る研究用特殊核物質の量の制限を撤廃するため、米國と交渉を行なつておりましたが、これが妥結を見

ましたので、昨年八月七日、この議定書の署名が行なわれました。

本議定書により、研究用の特殊核物質が、合意される条件により、合意される量だけ入手できることになったのであります。

次に、おととせいの協定の改正議定書について申し上げます。

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約は、日、加、米、ソの四カ國の間で、おととせいの資源保護のため適切な捕獲方法を研究することを目的としたものであります。本条約により設置されている委員会の勧告に基づいて四カ國會議が開催され、条約に必要の改正を加えた議定書に昨年十月八日署名が行なわれました。

本議定書は、条約の有効期間を六年間延長すること、同委員会に海上捕獲が許可されるかどうかを研究し、勧告をさせること、皮の配分方法を変更することなどを規定しております。

次に、コーヒー協定について申し上げます。

世界市場におけるコーヒー需給の均衡と価格の安定をはかるため、本協定が採択され、わが國は一九六二年九月二十八日、この協定に署名をいたしました。

本協定は、輸出側側の輸出割り当て及び生産統制、輸入側側の生産制限に

ついての協力及び消費の増大に努力することなどを規定しております。

おととせいの条約及び原子力に関する日米協定の各改正議定書は二月十四日本委員会に付託され、コーヒー協定は、参議院において承認され、二月二十六日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、三月六日、この三案件についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、原子力に関する日米協定の改正議定書は多数をもって、おととせいの条約の改正議定書及びコーヒー協定は全会一致をもって、それぞれ承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その一) 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第三及び第四の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第五 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第五、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律

特定船舶整備公団法(昭和三十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「戦時標準型船舶」の下に「又は老朽貨物船等」を加え、「及び港湾運送用船舶の整備を」、「港湾運送用船舶の整備及び港湾運送用荷役機械の整備」に改める。

第二条第三項中「以下同じ」を「第五項及び第十項において同じ」に改め、同条第四項中「又は第二十条第一項の規定による届出をした者」を「若しくは第二十条第一項の規定による届出をした者又は小型船海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)第三條第一項の規定による小型船海運業の登録を受けた者」に改め、同条第五項中「届出をしたもの」の下に「又は小型船海運業法第三條第一項の規定による小型船海運業の登録を受けたもの」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第三条第一号、第三号又は第五号」を「第

三条第一号から第五号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「老朽貨物船等」とは、鋼製の貨物船であつて運輸省令で定める日以前に進水したものの及び木製の油送船その他運輸省令で定める基準に該当する木製の貨物船をいう。

第二条に次の二項を加える。

11 この法律において「港湾運送用荷役機械」とは、港湾運送事業者の事業の用に供する荷役機械であつて、運輸省令で定める種類のものをいう。

12 この法律において「港湾運送用荷役機械貸渡業者」とは、港湾運送用荷役機械の貸渡しをする事業を営む者であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

第十条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて運輸大臣に意見を提出することができる。

第十三条第二号中「港湾運送用船舶貸渡業者」の下に、「港湾運送用荷役機械貸渡業者」を加え、「若しくは船舶用機関を」、「船舶用機関若しくは港湾運送用荷役機械」に改める。

第十九条第十号を同条第十四号とし、同条第九号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一 港湾運送事業者又は港湾運送用荷役機械貸渡業者と費用を分担して、港湾運送用荷役機械を製造すること。

十二 前号の規定により製造した港湾運送用荷役機械を港湾運送事業者又は港湾運送用荷役機械貸渡業者に使用させること。

十三 第十一号の規定により製造した港湾運送用荷役機械を港湾運送事業者又は港湾運送用荷役機械貸渡業者に譲渡すること。

第十九条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第四号」の下に「又は第五号」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「前号」を「前二

号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 老朽貨物船等を解撤する海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者と費用を分担して、本邦の各港間における運輸省令で定める種類の貨物の運送に適した構造を有する鋼製の貨物船を建造すること。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正後の特定船舶整備公団法第十三条及び第十九条の規定の適用については、港湾運送事業法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十九号)附則第二項の規定により、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第三條第一号から第五号までに掲げる港湾運送事業を営むことができる者は、同項の規定により当該事業を営むことができる間、港湾運送事業者とみなす。

理 由

老朽貨物船等を解撤して行なう内航貨物船の整備及び港湾運送用荷役機械の整備に関する業務を行なわせるため、特定船舶整備公団の業務の範囲を拡大する等の必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長川野芳満君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔川野芳満君登壇〕

○川野芳満君 ただいま議題となりました特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、内航船舶並びに港湾荷役機械の近代化を促進するため、特定船舶整備公団の業務の範囲を拡張するとともに、公団の監事の監査機能の強化をはかりとするものでありまして、

改正の第一点は、公団は、老朽貨物

船等を解撤する海上貨物運送事業者等と費用を分担して内航貨物船の建造ができることとし、また、港湾運送事業者等と費用を分担して港湾運送用荷役機械の製造ができるようにしようとするものであります。

第二点は、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長または理事長を通じて運輸大臣に意見を提出することができるように改めようとするものであります。

本案は、二月十日本委員会に付託され、翌十一日政府より提案理由の説明を聴取し、三月三日及び六日に質疑を行ないましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、同月十日、自由民主党山田彌一委員より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運輸大臣に直接意見を提出することができるようにする旨の修正案が提出され、討論を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案に対する修正案
(委員会修正)

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十条に一項を加える改正規定中「理事長を通じて」を削る。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○小沢辰男君 日程第六は延期せられんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第六は延期するに決しました。

日程第七 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第七、文部省設置法の一部を改正する法律案、日程第八、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十一年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の表中「八五、八七三

人」を「八九、八〇〇人」に、「八三、六七五人」を「八七、五二六六」に、「五九二二人」を「五四四四人」に、「八六、四六五人」を「九〇、三四四四人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

理 由

国立学校の新設、拡充等のため、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十一年二月六日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議第十四号(その一)

文部省設置法の一部を改正する法律案外一案 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案につ
いての質屋法務大臣の趣旨説明

二六八

北海道東北開発公庫法の一部を
改正する法律

北海道東北開発公庫法(昭和三十
一年法律第九十七号)の一部を次の
ように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めると
きは、予算で定める金額の範囲内
において、公庫に追加して出資す
ることができる。

3 公庫は、前項の規定による政府
の出資があつたときは、その出資
額により資本金を増加するものと
する。

第九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、
必要があると認めるときは、總裁
又は總裁を通じて主務大臣に意見
を提出することができる。

第十九条中「事業を営む者で」を
「事業を営む者に対して、」に、「又
は補修に伴い長期の資金を必要とす
るものに対して、当該資金を」若し
くは補修に伴い必要な長期の資金又
は当該地方の産業の振興開発に寄与
する事業の用に供する土地の造成

(当該造成に必要な土地の取得を含
む。)に必要な長期の資金」に改め、
同条中第五号を第六号とし、第四号
の次に次の一号を加える。

五 産業の振興開発に寄与する事
業の用に供する土地の造成事業

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一
日から施行する。

理 由

北海道東北開発公庫の業務の範囲
及び監事の権限並びに同公庫に対す
る政府の追加出資についての規定を
整備する必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求
めます。内閣委員長徳安實蔵君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔徳安實蔵君登壇〕

○徳安實蔵君 ただいま議題となりま
した二法案につき、内閣委員会におけ

る審査の経過並びに結果を御報告申し
上げます。

文部省設置法の一部を改正する法律
案は、文部省職員の見定員を、本省にお
いて三千九百二十七人増員し、文化財
保護委員会において四十八人の減員を
行なうとするものであります。

本法案は、一月二十九日付託、二月
十八日提案理由の説明を聴取、二月
二十七日より質疑に入り、慎重審議を
行ない、三月十二日、質疑を終了、採
決の結果、本法案は全会一致をもって
原案のとおり可決すべきものと決しま
した。

次に、北海道東北開発公庫法の一部
を改正する法律案は、政府の公庫に対
する追加出資、公庫の監事の権限、公
庫の業務の範囲についての規定をそれ
ぞれ整備せんとするものであります。

本法案は、二月六日付託、二月十八
日提案理由の説明を聴取、二月二十八
日より質疑に入り、慎重審議を行な
い、三月十二日、質疑を終了、自由民主
党、日本社会党、民主社会党の三党よ
り共同修正案が提出されました。その
内容は、監事の権限中、「總裁を通じて」

とあるを削除しようとするものであり
ます。また、山内広君より、政府の公
庫に対する追加出資に関する改正規定
を削って資本金を四十五億円とする旨
の修正案が提出されました。右修正案
及び原案につき討論が行なわれた後、
採決に入り、三党共同修正案は全会一
致をもって可決、次に、山内広君提出
の修正案は起立少数をもって否決、修
正部分を除く原案は起立多数をもって
可決、よって、本法案は修正議決すべ
きものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

北海道東北開発公庫法の一部を
改正する法律案に対する修正案
(委員会修正)

北海道東北開発公庫法の一部を改
正する法律案の一部を次のように修
正する。

第九条に一項を加える改正規定中
「總裁を通じて」を削る。

○議長(船田中君) これより採決に入
ります。

まず、日程第七につき採決いたしま
す。

本案の委員長の報告は可決でありま
す。本案を委員長報告のとおり決する
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よっ
て、本案は委員長報告のとおり可決い
たしました。

次に、日程第八につき採決いたしま
す。

本案の委員長の報告は修正でありま
す。本案を委員長報告のとおり決する
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よっ
て、本案は委員長報告のとおり決しま
した。

暴力行為等処罰に関する法律等の
一部を改正する法律案(内閣提
出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会
の決定により、内閣提出、暴力行為等
処罰に関する法律等の一部を改正する法

律案の趣旨の説明を求めます。法務大臣賀屋興宣君。

〔国務大臣賀屋興宣君登壇〕

○国務大臣(賀屋興宣君) 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年における暴力犯罪の実情を見ますに、その数において依然減少の傾向を示さないばかりでなく、特にいわゆる暴力団、すなわちばく徒、暴力テキヤ、青少年不良団、売春、麻薬暴力団その他の暴力的不良団体の構成員またはその仲間ともいべき人々による悪質な暴力犯罪が増加の傾向を示しておりますことはきわめて憂慮にたえないところであります。もとより政府におきましては、このような事態に対処するため、さきに昭和三十三年には刑法等の一部改正について、また、同三十七年には銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正について、それぞれ国会の御審議をわずらわし、法律としてこれらを逐次実施に移しますとともに、法の運用面におきましても、関係政府機関において緊密な連携のもとに暴力犯罪

の防遏に努力してまいっているのであります。しかしながら、いわゆる暴力団の構成員等が依然として常習的に暴行、傷害等の暴力犯罪を繰り返して、また、その犯行の手段としてしばしば拳銃、日本刀等きわめて危険な凶器を用いていることは顕著な事実でありまして、この際、この種の社会不安を惹起する暴力犯罪に対して、より一そう強力かつ適切な対策を講ずるために必要な法改正を行ないますことは、単に強い世論にこたえるというばかりでなく、国家の刑政から見ましても、きわめて重要なことと考えられるのであります。これが本法案を提出するに至りました理由であります。

この法律案の骨子は次のとおりであります。

第一点は、銃砲または刀剣類を用いる傷害を特別の犯罪類型として一般の傷害罪より重く処罰する規定を新設し、よりとすることであり、この規定を設けます理由は、銃砲または刀剣類を用いる傷害がきわめて高度の危険性を持つ悪質な犯罪であるばかりでなく、すでに述べましたように、この種

の危険な傷害が暴力団の構成員等によつて多く犯されている実情から見ても、当面、特にその必要性が認められるからであります。なお、本罪については、その犯罪の性質にかんがみ、未遂罪を処罰するとともに、日本国民の行なう国外犯をも処罰することが相当と考えられますので、その趣旨の規定を設けることとしたのであります。

第二点は、常習的暴力行為に関する規定を整備、強化しようとするのであります。すなわち、現行の暴力行為等処罰に関する法律第一条第二項に規定されている常習的暴力行為に対する法定刑を引き上げるとともに、現在でも右の常習的暴力行為に含まれていない暴行、脅迫、器物損壊のほか、新たにこれに刑法第二百四十二条の傷害を加え、傷害を含む常習犯について通常の傷害罪より重い刑を定めたことでもあります。その趣旨は、暴力団の構成員等の多くが暴行、脅迫、器物損壊のみならず、傷害をも含めた暴力犯罪を常習的に繰り返している現状にかんがみ、一面において、この種の常習犯に対す

る法定刑を引き上げ、その強力な防止をはかるとともに、他面、この種の常習犯に対し、相当期間にわたる適切な矯正処遇等の措置を講じ、その改善更生をはかることが、当面最も緊要と考えられるからであります。

最後に、裁判所法の一部改正は、右に申し述べました暴力行為等処罰に関する法律の一部改正によりまして、短期一年以上の懲役に当たることとなる罪にかかる事件については、事案の性質等にかんがみ、地方裁判所は原則として、一人の裁判官でこれを取り扱うこととしようとするものであります。

以上が、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。坂本泰良君。

〔坂本泰良君登壇〕

○坂本泰良君 ただいま趣旨説明のありました暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表し、首相並びに関係所管大臣に対し、質疑をいたさんとするものであります。

説明の便宜上、現行法を現暴力法、改正案を新暴力法と略称いたします。質疑の第一は、戦後特に労働運動、大衆運動に乱用され、国民大衆よりその廃止を叫ばれている現暴力法は、いまより四十年前、大正十五年四月十日成立した刑法の特別法であります。日本の現代史を振り返ると、この前後の世相は、今日の世相と思ひあわせてきわめて重要な時期でありました。すなわち、大正十四年に普通選挙法が国会を通過し、長年にわたる普通選挙運動が成功したときであり、小作争議、労働運動が急激に盛り上がり、水

平運動等々、社会運動が官憲の弾圧を受けながら強力に推進されたときであります。

当時天下の悪法といわれました治安警察法第十七条が、猛烈な廃止運動と

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その一) 暴力行為等処罰に關する法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する坂本泰良君の質疑

二七〇

世論に押されまして、大正十五年、ついに廃止となつたのであります。この第十七条の規定は、同盟罷業を遂行するため、労働者として労働を停廃せしめることを目的として他人を誘惑した者は一カ月以上、六カ月以下の重禁錮にするというストライキ弾圧法であつたのであります。現行憲法第二十七條、二十八條におきまして、労働者の權利、ストライキ權を認められるに至つたのであります。これは、日本の労働者が、治安警察法のあくなき弾圧に屈せず、血のにじむような戦いによつて勝ちとられたものであります。

大正十四、五年當時の日本政府は、國際的には、ソ連邦との國交回復が迫られ、國內的には、治安対策、小作爭議、労働爭議、その他民主的な大衆行動を弾圧するにきゆうきゆうたるものがありました。政府は、國民の要求であります普通選挙法をのむ代償として、日本を戦場に導きました大憲法であるところの治安維持法と現暴力法を國會に提出したのであります。

現暴力法は、當時世間を騒がせました、現在の世相のような、一連の暴力団犯罪の取り締まりを口実といたしまして提出したのであります。四十年後の今日、これを改正して、新暴力法をもつて暴力団等による暴力犯罪を取り締まると宣伝いたしますが、今日の世相を見ますときに、フランスの中共承認をめぐつて日本の中共政策の転換、吉田元首相が先般台灣を訪問されたが、台灣政權はおそらく壊滅するだろうが、日本政府のアメリカ路線による台灣政府擁護反対、米軍事基地撤去、米原子力潜水艦寄港反対、あるいは労働爭議の統出等々を思いあわせま

するときに、四十年前のあの世相と相似たものがあるのであります。

池田首相は、アメリカ独占資本の支配下にある日本独占資本の上にあらをかき、高度成長政策とか、財政数字に明るいとか、庭いじりとか、ちやはやされ、外遊においては親子をろつて榮耀榮華の極地に達した写真が新聞に出るなど、あたかも雲の上にもおるような日常生活で、日本の現代史を振り返られたことがありましかうか。独占資本の頂点においては、働く國民大衆が生活に困窮し、塗炭の苦しみにあえていっていることはおわかりにならないのではないでしうか。

四十年前成立した現暴力法は、はたして、成立直後から小作爭議、労働爭議あるいは水平運動等々の弾圧に使われ、同年廃止された治安警察法の生ま

れかわりであつたのであります。

今度の新暴力法の提出は一昨年来のこと、廢案になつたものの三度目の提案であります。四十年前を振り返りますときに、この新暴力法は、いわゆる治安立法として日の目を見なかつた政防法や警職法が形を変えたものであることが明らかであります。

(拍手)はたして、提案理由のごとく、暴力犯罪に對してのみ適用されるでありましかうか。暴力取り締まりとは、いわゆる隠れみのの美辭遣ひでありまして、そのねらいは、独占資本擁護の労働運動弾圧であり、日韓會議反対、固定資産税等、税金値上げ反対、人権と生活を守る社会運動等々の、この大衆運動弾圧のためのものであることは明らかであります。(拍手)池田首相や足をこわしておる賀屋法務大臣あるいは大橋労働大臣の所見を、この際、今後の問題としてはつきり承つておきたいのであります。

第二は、この法案の内容であります。

従来、十年以下の懲役または二万五千円以下の罰金であつた傷害罪のうち、常習傷害及び銃砲または刀剣類による傷害行為については、刑の長期十年は従来のままとして据置き、短期を一年に引き上げたのであります。その上、選択刑としての罰金刑を削除しています。このほか、銃砲または刀剣類を用いる傷害については、新たに未遂罪の処罰を規定し、さらに傷害、暴行、脅迫、器物損壊行為については、従来三年以下の懲役または二万五千円以下の罰金刑であつたのを、三月以上五年以下の懲役刑と定め、選択刑としての罰金刑を削除してあるのであります。

そこで、政府は、ただいま提案理由として、最近における暴力犯罪、特にいわゆる暴力団その他の暴力的犯罪團體の構成員等による暴力行為の尖鋭に

かんがみ、このような法律案を提出すると申したのであります。そこで、新暴力法はぐれん隊等々による暴力行為の絶滅には幾らかはその機能を果たすでありましかう。しかしながら、これは現行刑法によつても十分その目的は達せられるのであります。すなわち、常習であると常習でないを問わず、また、銃砲刀剣等による傷害であると、また、傷害罪に對しては最高十年までの懲役刑を科することができるのであります。わが國の刑罰法規は、裁判官に与えられた量刑の範圍が非常に大きいのであります。これが教育刑を主眼とする日本刑法の特色であります。今回の改正案は、量刑の最低限を引き上げることによつて、裁判官による自由裁量の範圍を狭めることを一つのねらいとしてゐるのであります。しかし、最近における交通事犯の裁判例にも見られますとおり、交通事犯に對する國民の批判が高まり、政府もまたその対策に真剣になる場合には、裁判所もまたその量刑の範圍内において刑の量定を重くして、交通事犯の絶滅に向かつて、國民の聲に沿うべ

く努力しておることががわられるのであります。ぐれん隊等による傷害事

犯についても、裁判官が科し得る刑罰

の最高限は懲役十年でありますから、

刑罰による暴力行為の抑圧は現行法の

適用によって十分可能であるのであり

ます。傷害に至らない常習の暴行、脅

迫、器物損壊については、刑罰の最高

限が三年から五年に引き上げられてお

りますが、裁判官による現実の科刑が

法で許された最高限をはるかに下回っ

ている現状におきましては、特に最高

限を引き上げるまでもなく、法の運用

によって十分解決ができるのでありま

す。また、常習傷害及び銃砲刀剣類を

用いての傷害罪の刑の最低限を懲役一

年とすることにより、違犯者に対し

わゆるわれわれ専門家の、権利保護の

適用をなくすることが、この法案の一

つの理由になっておりますが……(兎

言する者あり) しろろとの法務大臣は

わからぬですけれども、常習者に対し

ては、現行刑事訴訟法のもとにおいて

も、権利保護の適用は排除できるの

で、暴力団によるお札参りというよう

な問題も、現行法の運用によって十分

なわち、現暴力法は、冒頭に述べまし

る。要は、ぐれん隊等の暴力団に対する

国民の非難を政府が真剣に取り上げ、

阻止できるのであります。

要は、ぐれん隊等の暴力団に対する

国民の非難を政府が真剣に取り上げ、

政府が国民と一体となりまして、暴力

団に対決する姿勢を示すことにより、

この問題に対する裁判官の深い関心を

引き起こすことが大切であります。

(拍手)新暴力法の刑罰の加重は、暴力

団対策としてはほとんど無力といわな

ければならないのであります。政府・

自民党は、暴力団の親分が死んだらそ

の葬式に花輪を贈ったり、ストライキ

が起きたならば使用者側が暴力団を

雇って、そして労働組合と対決させ

る、なぐり込みをかける、警察がこれ

を応援する、かような現在の状態では、

暴力団の絶滅は絶対思ひもよらない

のであります。(拍手)首相並びに閣

僚大臣の所見を承りたいと思うのであ

ります。

第三は、新暴力法の提案理由には全

く述べられていないのであります。す

が、これが施行された場合の弊害につ

いて非常におそれるのであります。す

なわち、現暴力法は、冒頭に述べまし

る。たように、当時弾圧法として著名な治

安警察法十七条を削除した代償とし

て、治安維持法とともに現暴力法が制

定されたのであります。この現暴力法

を第五十一議会で審議するにあたりま

して、時の司法大臣は、労働運動、小

作運動、水平運動など取り締まる目的

はない、暴力団等の暴力を取り締まる

法案である、こう言明したのでありま

す。ところが、この現暴力法が施行と

なるや、最初から太平洋戦争敗戦に至

るまで、時の政府によってあらゆる労

働、小作争議、その他大衆運動の弾圧

に利用されたことは周知のとおりであ

ります。(拍手)敗戦後、日本国憲法で

ストライキ権が認められた今日におい

て、なお一そう弾圧にこの現暴力法が

利用されております。犯罪表によりま

すると、昭和三十年から三十四年まで

の五カ年間に於ける争議関係者で起訴

された罪名は総数六千五百十名であり

ます。が、傷害事件が千四百四十二名

で、現暴力法によって起訴されたもの

が千二百四名の多数に達し、第二位で

あることからしても明らかであります。

新暴力法が施行された場合に、労働

争議の関係者が権利保護の権利を失

い、多数の労働者が争議中に身柄を拘

束され、このため争議が事実上続行不

能となったり、重刑による威嚇によっ

て労働運動が弱体化するおそれがあ

り、あるいは、先年の安保闘争、政防

法闘争、警職法の反対闘争に見られる

ごとき大衆行動が弱体化するおそれが

十二分にあるといわなければなりません。

また、一たん起訴された場合、裁

判官の量刑が制約されるのでありま

す。

このように新暴力法は、暴力団に対

する威嚇としてはほとんど用をなさ

ず、反面、労働運動、大衆運動におけ

る善良な国民の権利行使に対する威嚇

としての効果をもち、さらに単なる威

嚇にとどまらず、弾圧のための現実の

武器として政府に利用されることが目

に見えている以上、提案理由に盛られ

た美辞麗句に惑わされることなく、こ

こに断固反対するものであります。首

相、労働、法相の所見を承りたいので

あります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答えいた

します。

暴力行為等処罰に関する法律等の一

部を改正する法律案につきましては、

ただいま提案の理由を説明したとおり

でございます。最近の世相にかんが

みまして、銃砲刀剣類を使用する傷害

罪あるいは常習的暴力的行為及び傷害

罪に対しまして重科しようとするもの

でございます。あくまで暴力犯罪に適

用するものでございまして、労働運動

やその他の大衆運動を弾圧するもので

は決してないのでございます。(拍手)

この意味において、暴力行為を阻止す

る姿勢がこの法案の提案理由でござい

ます。(拍手)

〔国務大臣賀屋興宣君登壇〕

○国務大臣(賀屋興宣君) お答えを申

し上げます。

この法律案の趣旨は、ただいま総理

大臣もお話ございましたが、世間一

般が認めておりますように、いわゆる

暴力団等に属します構成員等の暴力

が目に余るものがございます。世間

は戦々恐々としてその被害をおそれ

て、

昭和三十三年三月十三日 衆議院会議録第十四号(その一) 暴力行為等処罰に関する法律案の趣旨説明に対する坂本泰良君の質疑

二七一

昭和三年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その一)

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する坂本泰良君の質疑 暴力行為等 二七二

あります。お礼参りとかいりいろいろございまして、これを摘発することにも、後難をおそれ十分にやれないというふうな状況でございまして、この国民一般の不安を除きますためには、どうしてもかような立法を必要とするのでございまして。

ただいま、現行の法律が労働運動その他の集团的の国民の正当な権利を弾圧するかのときお話がございましたが、これは全く見当が違つておるところでございまして、さうな目的は全然ない次第でございまして。現行法の運用におきましても、詳細に数字を御検討願えれば、さうな運動の際にたまたま法に触れて有罪になつたものはございまして、運動自体に對する弾圧は決してないのでございまして、一般の暴行に對しまして、さういふ際に行なわれた犯罪件数はまことにその数が少ない。現行法の適用におきましてもさうな次第でございまして、今回の改正法は、ごらん願いますように、集团的威力とか、さういふ現行法の第一条にあるような文字はさらにないのでございまして、その意味からしまして

も、集团的の運動その他に對する何らの意図がないということは、なおさら明瞭であらうと思つてございまして。それからまた実績に徴しまして、今回新たに刑罰を重くいたします、刀剣銃砲等を用いますいわけの特種な凶器によつての犯罪は、幸いにして労働運動の際にはそれによつて処罰されたものはない、常習犯もない、全く無縁でございまして、御心配は全くの見当違いであるのでございまして。(拍手)

それからなお、刑の量定につきまして最下限のお話がございましたが、これは外国の立法例や他の日本の刑罰規定に照らしまして、罪質がきわめて悪質でございまして、当然の方法でございまして、裁判官の決定に對しまして法によつて適切な限界が示されるといふことは、これまたこの種犯罪の現状にかんがみましてきわめて適切であらうと存する次第でございまして。

さうな次第でございまして、本法は御心配の点は全然見当違いでございまして。何とぞすみやかに慎重審議の上可決あらんことをお願い申し上げる次第でございまして。(拍手)

【國務大臣大橋武夫君登壇】
○國務大臣(大橋武夫君) 団結権、団体交渉権、団体行動権のいわゆる労働三権を保障した日本国憲法のもとで制定された現行の労働組合法は、第一条第二項において、労働組合の正当行為についての刑事免責を規定いたしております。したがつて、組合の正当活動は、暴力行為等処罰法の適用の余地はございません。しかし、正当な組合活動の範囲を逸脱した暴力行為等刑事免責の限りでないことは、同条同項ただし書きにも明瞭でございまして。

したがつて、組合活動に際して発生したかかる暴力行為には、暴力行為等処罰法の適用は当然で、最高裁判所の判決例も一貫してこの見解を支持しておるのであります。過去におきまして、労働争議に際し、傷害行為が発生したために行為者が罰せられたこともありま

すが、かかる傷害行為は、組合の正当なる要求の達成をかえつて傷つけるものでありまして、組合大衆の利益のために断じて排しなければならぬものであると確信をいたすのであります。(拍手)

に看過すべき事柄ではございません。この改正においては、特に銃砲刀剣類による傷害及び常習的暴力行為に對する刑の加重を規定いたしましたものでありまして、町の暴力の取り締まりを強化するもので、組合活動には全く關係のない改正でございまして。(拍手)

また、労働争議に際し、右翼の暴力が用いられるということも特に聞いておりますが、かかる暴力を徹底的に取り締まつて、組合の正当なる活動を擁護するというのがこの法案の趣旨であり、適切な法案であると思ひます。これを要するに、組合を守るためにも必要な法案であると考える次第でございまして。(拍手)

○議長(船田中君) 林百郎君。
〔林百郎君登壇〕
○林百郎君 私は、日本共産党を代表して、ただいま趣旨説明のありました暴力行為等処罰に関する法律の改正案に對し、政府に質問いたします。

最初に、私が総理大臣はじめ關係大臣に問ひたいのは、今日の時点で、政府は何ゆゑ本改正案の国会通過を強行しようとするか、その政治的な意図についてであります。

政府も十分御承知のごとく、本改正案については、法制審議会の刑事部会で構成要件がいまいであり、従来の刑事法体系にない概念や解釈が持ち込まれるものであるから許すべきでないとの意見が多数を占めました。また、国会においても、二回も廢案となり、自

民党の諸君ですら前の国会で修正案を考えざるを得なかつたほどの案件であります。したがつて、政府が執拗にこれが国会通過の強行を迫つてゐることは、明らかに暴力犯罪の取り締まりにその目的があるのではなく、他に政治的な意図があると断ぜざるを得ません。

そもそも、暴力法は、大正十四年制定の当初から、日本の民主運動を弾圧する目的で生まれたのであります。したがつて、旧憲法下における民主運動弾圧の治安立法、暴力法は、終戦と同時に治安維持法等とともにボツダム宣言によつて廢止されなければならなかつたのであります。日本共産党は、

何よりもまず、民主主義運動抑止の役

を

を

を

を

割りを過去に果たしてきた暴力法自体を廃止すべきものであると主張するものであります。もつとも、本法立案の当時、江木司法大臣も池田内閣と同じように、暴力法の立法目的は、暴力団犯罪の取り締まりにあるとし、労働運動、小作運動などを取り締まる目的は毛頭ないとの趣旨説明をいたしました。しかし、事實はどうでしょう。まさに民主運動弾圧の有力な武器に使われてきたではありませんか。最近の例を見ましても、われわれの目の前で安保反対闘争と三池闘争が激しく戦われた昭和三十五年、また、政労法反対闘争が激しく展開された昭和三十六年に暴力法によって検挙された者のうち、五割から六割近くは実は民主運動の犠牲者でありました。さらに、昭和三十年から三十四年までの五カ年間の犯罪統計によると、民主運動に対する弾圧事件、すなわち、公安犯罪のうち、暴力法が適用されたものは実に二一・六％で、トップとなっております。それを労働争議の事件に限ってみますと、暴力法適用が一・九・六％であつて、第二位を占めているわけでありす。この

ように、暴力法が労働運動や民主運動の弾圧の治安立法であることは、過去の実績からして明らかであります。政府は、はたしてこのような厳然たる歴史的事実を認め、暴力法の真の目的が、労働運動や民主運動弾圧の治安立法にあることを認められるかどうか。私は、まずこの点について総理並びに閣僚大臣にお聞きしたい。

さらに、このたびの改正は、現在の法体系の上からして、だれを対象とするとしても絶対に許せないという点であります。

すなわち、このたびの改正要点は、第一に、銃砲刀剣類による傷害罪とその未遂罪を設けたのであります。すなわち、いかようにも拡張解釈のできる銃砲刀剣類という要件を設け、髪の一木、小指のかすり傷一つにまで傷害罪を適用するようにしております。また、いかようにも拡張解釈のできる未遂罪なるものを設け、これを短期一年以上の重刑をもつて処罰しようとしております。これは明らかに今日の刑事法の体系を根底からくつがえすものであります。

第二に、常習の傷害罪という乱用の危険のある構成要件を設けました。そして、これを一年以上十年以下の刑で処罰してあるのであります。判例によれば、常習とは、前科がなくとも、一回の行為をもつてしても、同じことを繰り返す習癖ありと認定されれば常習犯とされるのであります。これは明らかに組織的運動である労働組合運動をねらつておるといわざるを得ません。

第三には、法務省、検察庁が裁判所側の強い反対を押し切つて法制審議会を欺瞞し、素通りさせて、本来裁判官の三人の合議制で行なうべき裁判を、一人の裁判官の専断でできるようにしております。

第四に、傷害並びにその未遂罪を一年以上の刑として権利保釈を許さず、身柄拘束のまま、自白を強要しつつか裁判を行なうことができるようにいたしました。

第五には、常習性なる構成要件を拡張、乱用することによって、犯罪捜査の名をかりる警備、公安警察の日常的な悪質スパイ行為がほしきままにできるようにしてあるのであります。

以上が、本改正案の問題点のおもなものであります。このような改正は、明らかに刑事法をはじめ現行の法体系に重大な変化を持ち込み、現行憲法における基本的人権の規定を質的に改悪するものであつて、いかなる目的をもつてするも絶対許すことのできないところでありす。これに対し総理並びに法務大臣の責任ある答弁をお聞きしたい。

次に、私は、池田総理に、総理大臣として、また、自民党の総裁の立場に對してお聞きしたい。

それは、われわれの今日の平和な社会生活を脅かしておる暴力団を根絶し、増大しつつある少年非行犯罪を絶滅する根本対策についてであります。今日、暴力団と少年非行犯罪を育成し、庇護しておるものは、実に自由民主党、池田内閣の政治そのものではありませんか。事實を申し上げます。一昨年の東京都知事選挙では、自民党の推す東候補は右翼暴力団と結び、にせ証紙やはがきの横流しを公然と行なつておるではありませんか。池田首相自身の宏池会が、かつて右翼暴力団に金

を出しておったことは、もうたびたびの国会審議で明らかになっておるところであります。また、安保闘争の高まりの中で、国会周辺においてすら維新行動隊なる右翼暴力団が、大学の教授や新劇人等の文化人の国会諸議員に公然とぐり込みをかけ、三十数名に重傷を負わせております。この背後には警察官が協力しているではありませんか。さらには淺沼社会党委員長に対する右翼による暗殺事件、また、わが党野坂議長に対する大日本護国団によるテロ襲撃、このような一連の暴力が公然と許されているではありませんか。ちまたには戦争と人殺し、婦人を動物視し、暴行を加えるやくざや暴力団を賛美するアメリカ映画、テレビ、小説が野放しにはいらんしております。それだけではありません。池田内閣は、国際的には、南ベトナムにおける毒薬使用作戦で明らかになごとく、世界で最も残虐な侵略主義者アメリカ帝国主義と共謀し、F105ジェット機の水爆戦闘機を日本に配備し、原子力潜水艦の寄港を許し、自衛隊の核武装化を進めております。また、アジア

における最も暴力的ファッショ政権である南朝鮮の朴軍事政権と協力し、日韓外交正常化の名のもとにこれと軍事同盟を結ばんとしております。かくのごとく、池田自民党内閣こそが、国際的、国内的暴力集団を庇護し、育成しているのではありません。暴力犯罪を根絶せんとするためには、何よりもまずこの自民党池田内閣の政治をやめなければなりません。この点につき、総理の責任ある答弁を求めます。

最後に、私は、政府がこのような反動法案を直ちに撤回することを強く要求し、もし政府がこの成立を強行するならば、野戦法改悪粉砕以来六年、治安立法の成立を阻止してきた日本の民主勢力はこれを必ず粉砕するために戦うであろうことを明らかにし、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣池田勇人君登壇】
○国務大臣(池田勇人君) 先ほど答えたように、労働運動やその他一般の大衆運動を弾圧するものではございません。正当な権利、行動をします者を私は排除しようとしておるのであります。

なお、浅沼君の事件を申されましたが、ああいう暴力行為をやめさせるためにこの法案が必要であるのであります。(拍手)

【国務大臣賀屋興宣君登壇】
○国務大臣(賀屋興宣君) お答えを申し上げます。

何ゆえに今日の時点において改正法律案を出すかというお話でございます。したが、最も必要を感じているのは今日の状態でございまして、先ほど申し上げましたように、国民は、町の暴力によりまして、暴力団その他に属するものによって日常生活を脅かされ、身体その他に非常な不安を感じておるのでございまして、今日の時点において最も必要なものでございます。これが民衆を弾圧するというのは、およそ見当違いでありまして、先ほど申し上げましたように、いろいろ暴行罪のうちに、たまたま不幸にして労働運動その他に際しまして処罰を受けた者の数は比較的少ないのでございます。しかも、それは運動そのものの弾圧にあらずして、運動に際して不当、不法な行為があつたことに由来するのでござい

ます。なお、この銃砲刀剣類がいまいであるということでございますが、これは銃砲刀剣類の取り締まり規則にも明瞭にその範囲が書いてあるのでありまして、その範囲が双方同じであるということはいまさら申し上げるまでもない、きわめて明瞭な範囲で、疑いを存する余地がないのでございます。また、未遂罪を罰しますのは、この種の悪質な犯罪は、他の犯罪の刑の量定その他からいたしまして当然の帰結でございまして、

常習犯にいたしても、これは、あるいは麻薬あるいは賭博等におきまして、常習犯の解釈、判例、これまたきわめて明白でございまして、御心配な点はない次第でございまして、

なお、裁判で単独制をとったがどうかというところでございます。この種犯罪はきわめて悪質有害でございまして、が、事案としてはさほど複雑なものはないのでございまして、単独制をとりましても、ごうも差しつかえがない次第でございまして。

権利保護はできないというお話でございますが、これは刑の量定を適正にしますためには、当然権利保護にかからないわけでございます。故意にそう立法したわけではございませんが、結果としては、いわゆるお札参りなどを防ぎまして、多くの国民は、これで事実上大きな安心を得る結果を生ずるものと考えておる次第でございまして。

なお、これは労働運動その他国民の集団的行為の弾圧である、基本的人権をそこなうものである、あるいはアメリカ帝国主義とかいろいろお話がございましたが、全然さうなものではないのでございまして、これによって国民は暴力行為の恐怖から免れまして、その身体、行動等、ほんとうの基本的人権が守られる次第でございまして、

右、お答えを申し上げます。(拍手)
○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十七分散会

○朗読を省略した議長の報告
(報告書受領)
一、去る十日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和三十三年度第二・四半期における予算使用の状況
(政府委員退任)
一、去る十日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、九日付をもつて大蔵省為替局長事務代理鈴木秀雄は同事務代理を免ぜられたので政府委員として

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 法務大臣 賀屋 興宣君
- 外務大臣 大平 正芳君
- 文部大臣 灘尾 弘吉君
- 運輸大臣 綾部健太郎君
- 労働大臣 大橋 武夫君
- 自治大臣 早川 崇君
- 国務大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

- 内閣官房長官 黒金 泰美君
- 内閣法制局長官 林 修三君
- 法務省刑事局長 竹内 壽平君

ての資格を失つた旨の通知を受領した。

(勸告書受領)

一、昨十二日、人事院総裁佐藤達夫君から、国家公務員に対する寒冷手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律第四条の規定に基づく寒冷手当等についての勸告を受領した。

(議員死去)

一、山形県第一区選出議員松浦東介君は、去る六日死去された。

(議席変更)

一、去る六日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

一四	村山 喜一君
二四	佐野 憲治君
二五	板川 正吾君
二六	大原 亨君
三一	東海林 稔君
三二	實川 清之君
三三	重盛 寿治君
三四	西村 関一君
三九	石田 宥全君
四〇	井谷 正吉君

四一	神近 市子君
四二	滝井 義高君
四三	辻原 弘市君
四四	多賀谷貞松君
四五	橋 兼次郎君
四六	原 茂君
四九	川崎 寛治君
五〇	大田 俊君
五一	森 義視君
五二	大村 邦夫君
五三	桜井 茂尚君
五四	長谷川正三君
五六	橋崎弥之助君
五七	大柴 滋夫君
五八	吉村 吉雄君
五九	松井 誠君
六〇	島口重次郎君
六四	八木 昇君
六五	兒玉 末男君
六六	平林 剛君
六八	阪上安太郎君
七〇	久保 三郎君
八四	加賀田 進君
八五	小林 進君
八九	平岡忠次郎君
九〇	八木 一男君

九一	石野 久男君
九二	片島 港君
九七	穂積 七郎君
九八	坂本 泰良君
九九	山崎 始男君
一〇〇	田原 春次君
一〇一	松原喜之次君
一〇二	山本 幸一君
一〇三	帆足 計君
一〇五	島上善五郎君
一〇六	野原 覺君
一一二	横路 節雄君
一一九	卜部 政巳君
一二八	二宮 武夫君
一二九	畑 和君
一三〇	中村 重光君
一三二	中嶋 英夫君
一三三	勝澤 芳雄君
一三四	有馬 輝武君
一三八	苗ヶ久保重光君
一三九	栗林 三郎君
一四〇	松浦 定義君
一四六	中井徳次郎君
一五四	淡谷 悠蔵君
一五五	細迫 兼光君

一六三 岡 良一君
二〇二 武藤 山治君
一、去る九日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

二五二 徳安 實蔵君
三〇七 網島 正興君
(理事補欠選任)

一、去る六日、商工委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 中川 俊思君(理事中村幸八君去る六日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

山田 長司君 島上善五郎君

地方行政委員 三池 信君

法務委員

島上善五郎君 横山 利秋君

淡谷 悠蔵君 山田 長司君

外務委員

永末 英一君 受田 新吉君

農林水産委員 伊東 隆治君

通信委員

受田 新吉君 永末 英一君
予算委員

淡谷 悠蔵君 横山 利秋君

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

小笠 公韶君 高橋 等君

坪川 信三君 山田 長司君

三木 喜夫君

地方行政委員

秋山 徳雄君 阪上安太郎君

石田 宥全君 松井 誠君

外務委員

田原 春次君 松井 誠君

阪上安太郎君 野原 覺君

大蔵委員

野原 覺君 岡本 隆一君

予算委員 保科善四郎君 石田 宥全君

秋山 徳雄君

一、去る十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 伊東 隆治君

法務委員

山本 幸一君 和田 博雄君

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その一) 朗読を省略した議長の報告

二七六

外務委員

鯨岡 兵輔君 竹内 黎一君
赤松 勇君 大倉 三郎君
田村 元君 岡田 春夫君

社会労働委員

山田 耻目君 岡本 隆一君
農林水産委員 伊東 隆治君
(常任委員補欠選任)
一、去る六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

島上善五郎君 山田 長司君

地方行政委員 伊東 隆治君

法務委員 山田 長司君 淡谷 悠蔵君

横山 利秋君 島上善五郎君

外務委員 受田 新吉君 永末 英一君

農林水産委員 三池 信君

通信委員 永末 英一君 受田 新吉君

予算委員 横山 利秋君 淡谷 悠蔵君

一、去る十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 松澤 雄蔵君 岩動 道行君

渡辺 栄一君 三木 喜夫君

山田 長司君

地方行政委員

大蔵委員 岡本 隆一君 野原 覺君

予算委員 高橋 等君 秋山 徳雄君

石田 宥全君

一、去る十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 三池 信君

法務委員 和田 博雄君 山本 幸一君

外務委員 大倉 三郎君 田村 元君

岡田 春夫君 鯨岡 兵輔君

竹内 黎一君 赤松 勇君

地方行政委員

石田 宥全君 松井 誠君
秋山 徳雄君 阪上安太郎君
外務委員 野原 覺君 阪上安太郎君

松井 誠君 田原 春次君

大蔵委員 岡本 隆一君 野原 覺君

予算委員 高橋 等君 秋山 徳雄君

石田 宥全君

一、去る十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 三池 信君

法務委員 和田 博雄君 山本 幸一君

外務委員 大倉 三郎君 田村 元君

岡田 春夫君 鯨岡 兵輔君

竹内 黎一君 赤松 勇君

文教委員 渡辺 栄一君 森山 欽司君

橋 兼次郎君 田口 誠治君

山本 幸一君 原田 憲君

木村 武雄君 前田榮之助君

川崎 寛治君 和田 博雄君

農林水産委員

木村 武雄君 伊東 隆治君
加藤 精三君
農林水産委員 三池 信君
(常任委員死去)
一、去る六日、文教委員松浦東介君は死去された。

川崎 寛治君 橋 兼次郎君

建設委員 渡海元三郎君 鯨岡 兵輔君

加藤 精三君 竹内 黎一君

木村 武雄君 大倉 三郎君

田村 元君 稻村左近四郎君

予算委員 稻村左近四郎君 赤松 勇君

井村 重雄君 岡田 春夫君

一、昨十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 伊東 隆治君

社会労働委員 岡本 隆一君 山田 耻目君

農林水産委員 三池 信君

(特別委員補欠選任)

災害対策特別委員

熊谷 義雄君 竹内 黎一君

飯谷 忠男君 林 百郎君

田澤 吉郎君 小笠 公昭君

亀岡 高夫君

一、去る十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員

大坪 保雄君 周東 英雄君

一、去る十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。

地方行政委員 三池 信君

井村 重雄君 岡田 春夫君

稻村左近四郎君 赤松 勇君

一、昨十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。

災害対策特別委員

小笠 公昭君 亀岡 高夫君
田澤 吉郎君 加藤 進君
岩動 道行君 熊谷 義雄君
竹内 黎一君

一、去る十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。

石炭対策特別委員

周東 英雄君 大坪 保雄君

一、昨十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。

科学技術振興対策特別委員

池田正之輔君 森山 欽司君

一、去る十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

熊谷 義雄君 竹内 黎一君

飯谷 忠男君 林 百郎君

田澤 吉郎君 小笠 公昭君

亀岡 高夫君

一、去る十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員

大坪 保雄君 周東 英雄君

一、昨十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。

地方行政委員 三池 信君

井村 重雄君 岡田 春夫君

稻村左近四郎君 赤松 勇君

一、昨十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。

地方行政委員 三池 信君

井村 重雄君 岡田 春夫君

稻村左近四郎君 赤松 勇君

一、昨十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。

地方行政委員 三池 信君

一、昨十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
森山 欽司君 池田正之輔君

(議案提出)

一、去る十日、議員から提出した議案は次の通りである。
日本国有鉄道整備緊急措置法案(久保三郎君外四名提出)

一、昨十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

水先法の一部を改正する法律案
(議案受領)

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案
一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
海上衝突予防法の一部を改正する法律案

一、去る九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案

法律案

一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業省設置法案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二三三号)

内閣委員会 付託
中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二四四号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二五五号)

以上三件 商工委員会 付託
一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(中村順造君提出、参法第九号)(予)

法務委員会 付託

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)(予)

社会労働委員会 付託
海上衝突予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)(予)

運輸委員会 付託
一、去る九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業組織法案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二六六号)

商工委員会 付託
一、去る十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

日本国有鉄道整備緊急措置法案(久保三郎君外四名提出、衆法第二七号)

運輸委員会 付託
一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)(予)

運輸委員会 付託

一、昨十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

水先法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
中小企業省設置法案(松平忠久君外二十八名提出)

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出)

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業組織法案(松平忠久君外二十八名提出)

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

日本国有鉄道整備緊急措置法案(久保三郎君外四名提出)

(答弁書受領)
一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員加藤進君提出輸出向け人絹織物用人絹糸の確保措置に関する質問に対する答弁書

昭和三十九年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その一) 朗読を省略した議長の報告

輸出向け人絹織物用人絹糸の確保措置に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十九年三月四日

提出者 加藤 進

衆議院議長船田中殿

輸出向け人絹織物用人絹糸の確保措置に関する質問主意書

一 昭和三十七年六月、人絹糸の価格が高騰したおり、通商産業大臣は、いわゆる系列外の輸出向け人絹織物業者を救済するため、人絹糸の製造業者に人絹糸を放出するよう勧奨した事実があるか。

二 右勧奨に基づいて、製造業者が二百三十トン、商社がその手持七十分合計三百トンの人絹糸を、放出することとなり、これを日本絹人絹織物工業組合連合会を通じて、いわゆる系列外の輸出向け人絹織物業者に割り当て、販売することが決定されたときいているが、その事実の有無。

右事実があるならば、政府は、その割り当て販売につき、いかなる行政指導をしたか。

三 日本絹人絹織物工業組合連合会の長谷川清理事長は、前項の人絹糸を、放出対象の人絹織物業者に割り当て販売しないで、福井人絹取引所を通じて平均約三百円の清算取引価格で、現物を売りつなぎ処分したとのことである。

放出価格は二百三十円であつたから、その差額は三百トンとして合計四千二百万円の暴利を長谷川清理事長が取得した計算となる。この背信的な不法処分をめぐつて日本絹人絹織物工業組合連合会及び単位組合並びに人絹織物業者間に重大な紛争が発生したと新聞は報じている。

よつて、右事実の有無とその処理状況及びこれに関して政府のとした措置と、その所見はどうか。右質問する。

昭和三十九年三月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長船田中殿

衆議院議員加藤進君提出輸出向け人絹織物用人絹糸の確保措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤進君提出輸出向け人絹織物用人絹糸の確保措置に関する質問に対する答弁書

一 昭和三十八年の人絹糸高騰対策として、政府は、通商産業省繊維局長名をもつて日本化学繊維協会に対し、

(イ) 人絹糸の増産

(ロ) 輸用人絹糸の内需転用

について勧奨した事実はある。

二 この勧奨に基づき、日本化学繊維協会、日本人絹糸商業組合および日本絹人絹織物工業会の三者が話し合つた結果、輸出織物用として人絹糸三百トンの放出を行なつた旨通商産業省に対し報告があつたが、その割り当て販売については、最も効果的方法を業界が検討

することとなつていたので、これに委ねてあつた。

三 その後、日本絹人絹織物工業会から織物業者側の受入態勢の整備が困難であること、および放出糸量が少量であつたこと等の理由から止むをえず、同放出糸を取引所において処分し、その差益は業界の休機資金に利用する旨の報告を受けとつてゐる。なお、日本絹人絹織物工業会のとつた処置は、当時の状況に照らし、止むをえなかつたものと判断される。右答弁する。

衆議院會議録第十三号中正誤

ページ 行 誤 正

二二 三 漁業交渉の 漁業交渉と

二二 三 日より 日から

官報

号外

昭和三十九年三月十三日

○第四十六回 衆議院會議録 第十四号(その二)

〔本号(その一)参照〕

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和三十九年二月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、わが国の原子力研究事業に必要とされる特殊核物質の需要が増加している実情にかんがみ、日米両国間の現行条約に基づいてわが国が入手しうる研究用特殊核物質の量

の制限を撤廃するため、昭和三十八年八月七日にワシントンで、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、千九百五十八年十月九日にワシントンで署名された議定書により改正された千九百五十八年六月十六日にワシントンで署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」といふ)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

協定第五条Aを次のように改める。

A 研究用資材

第三条に定められ、かつ、第二条に掲げる制限に従う原子力の平和的利用に関連する一定の研究事業

にとつて重要な資材(原料物質、特殊核物質、副産物質、他の放射性同位元素及び安定同位元素を含む)は、商業的に入手することができないときは、合意される量だけ、かつ、合意される条件により、研究の目的(原子炉の燃料供給及び原子炉実験の目的を除く)のために交換される。

第二条

この議定書は、それぞれの政府が、他方の政府から、この議定書の効力発生のための法律上及び憲法上のすべての要件を満たした旨の文書による通告を受領した日に効力を生じ、かつ、協定協定の効力の存続期間中効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百六十三年八月七日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

武内龍次

アメリカ合衆国政府のために
ロジャー・ヒルズマン
グレン・T・シーボルク

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和三十九年二月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書は、現行条約の有効期間を延長すること、陸上鯨類との関連における海上鯨類の可否に関する研究を北太平洋おつとせいの委員会に追加すること及び鯨類の配分方法を改めることを主な目的とするものであり、政府は、昭和三十八年十月八日にワシントンで、カナダ、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国とともにこの議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとする。

たしたい。これが、この案件を提出する理由である。

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書

千九百五十七年二月九日にワシントンで署名された北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約(以下「条約」といふ)の当事国であるカナダ、日本国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府は、

千九百六十二年十一月三十日に北太平洋おつとせいの委員会が採決した勧告に妥当な考慮を払い、条約を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約は、この議定書により、この議定書の効力発生の日改正されるものとする。

第二条

1 条約第二条中「(B)」を「(I)」に改める。

2 条約第二条(II)の次に次の規定を加える。

(G) 保存のためにするおつとせいの資源の管理及び合理的な利用の立場から見たおつとせいの鯨類方法の有効性

(H) 性別、年齢並びに鯨類の時期別及び方法別に見たおつとせいの鯨類の品質

第三条

条約第二条を次のように改める。

して単一の加盟国となり、指定したその属領は、当該通告中に示すとるに從つて個別に又は集團として、本土地域と分離して加盟国となる。

第五条

機関に加盟する際
に形成する加盟集

- (1) コーヒーの純輸出者である二以上の締約国は、それぞれの批准書又は加入書を寄託する際に国際連合事務総長に対して行なう通告及び理事会の第一回会期において理事会に対して行なう通告により、自国が加盟集団として機関に参加することを宣言することができ、第六十七条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受けることとなつた属領は、その国際関係について責任を有する国の政府が第六十七条(2)の規定に基づいて通告を行なつた場合には、そのような加盟集団の一部となることができ、これらの締約国及び属領は、次の条件を満たすものでなければならぬ。
- (a) 集団の義務についての責任を個別に及び集団として受諾する意思を宣言すること。
- (b) さらに、理事会に対し、当該集団が共通のコーヒー政策を遂行するために必要な機構を有すること及び当該集団の他の構成員とともにこの協定に基づくその義務を履行する手段を有することについての十分な証拠を提出すること。
- (c) さらに、理事会に対し、次のいずれかのことについての証拠を提出すること。
- (i) 当該締約国及び当該属領が、過去の国際コーヒー協定において集団として認められていたこと。

- (ii) 当該集団が集団的加盟の趣旨に従うことができ、かつ、集団的加盟に伴う集団の義務を履行することができ、かつ、その保証を理事会に与えるように、当該締約国及び当該属領が、次のものを有すること。
- (a) コーヒーに関する共通の又は協調した商業上及び経済上の政策。
- (b) 通貨及び財政に関する協調した政策並びにこの政策を遂行するために必要な組織。
- (2) 加盟集団は、機関の単一の加盟国となる。ただし、集団の各構成員は、次の規定から生ずるすべての事項に関しては、単一の加盟国として取り扱われる。
- (a) 第十一章及び第十二章の規定
- (b) 第四章第十條、第十一條及び第十九條の規定
- (c) 第十九條第七十條の規定
- (3) 加盟集団として加盟する締約国及び属領は、この協定の規定(2)に掲げるものを除く。から生ずるすべての事項に関しては、理事会においてそれらを代表する政府又は機構を特定しなければならぬ。
- (4) 加盟集団の投票権は、次のとおりとする。
- (a) 加盟集団は、個別に機関に加盟する単一の加盟国の基本票と同数の基本票を有する。この基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構に属し、これらの政府又は機構によつて用いられる。

- (b) (2)に掲げる規定から生ずるいずれかの事項について投票が行なわれる場合には、加盟集団の構成員は、第十二条(3)の規定によつて自己に属する票を、各構成員が個々の加盟国である場合と同様に、個別に用いることができる。ただし、基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構にのみ属する。
- (5) 加盟集団の構成員であるいずれかの締約国又は属領は、理事会に對する通告によつて、当該加盟集団から脱退し、別個の加盟国となることができ、この脱退は、理事会が当該通告を受領した時に、効力を生ずる。構成員が加盟集団からそのように脱退した場合又は構成員が機関からの脱退その他の事情によつて加盟集団の構成員であることを終止した場合には、当該加盟集団の残余の構成員は、理事会に對し、当該加盟集団を維持することを申請することができ、当該加盟集団は、理事会が当該申請を却下しない限り、存続する。加盟集団が解散した場合には、当該加盟集団の従来の構成員は、個別の加盟国となる。加盟集団の構成員であることを終止した加盟国は、この協定の有効期間中再び加盟集団の構成員となることができない。

- 第六条 機関に加盟した後
に形成する加盟集
- 二以上の加盟輸出国は、この協定が自国について効力を生じた後いつでも、理事会に對し、加盟集団を形成することを申請することができ、理事会は、当該加盟輸出国が、第五条(1)に定める条件を満たすように、宣言を行ない、かつ、証拠を提出したと認める場合には、当該申請を承認する。そのような承認があつた場合には、当該加盟集団は、第五条(2)、(3)、(4)及び(5)の規定の適用を受ける。
- 第四章 機関及び運用
- 第七条 国際コーヒー機関
の設立、所在地及び構成
- (1) この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、ここに国際コーヒー機関を設立する。
- (2) 機関の所在地は、ロンドンとする。
- (3) 機関は、国際コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営むものとする。
- 第八条 国際コーヒー理事
会の構成
- (1) 機関の最高機関は、国際コーヒー理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成される。
- (2) 各加盟国は、理事会において、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。加盟国は、また、その代表又は代表代理に同行する一人又は二人以上の顧問を指名することができ、
- 第九条 理事会の権限及び
任務
- (1) この協定によつて明示的に与えられるすべての権限は、理事会に属するものとし、理事会は、この

- 協定を実施するために必要な権限を有し、及びそのために必要な任務を遂行する。
- (2) 理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、この協定を実施するため必要であり、かつ、この協定に適合する規則(手続規則並びに機関の財政及び職員に関する規則を含む)を制定する。理事会は、その手続規則中に、会合しない特定の問題について決定を行なうための手続を定めることができる。
- (3) 理事会は、また、この協定に基づく任務を遂行するため必要な記録及び望ましいと認めるその他の記録を保管するものとし、また、年次報告を公表する。
- 第十条 理事会の議長及び
副議長の選挙
- (1) 理事会は、毎コーヒー年度、議長並びに第一副議長、第二副議長及び第三副議長を選挙する。
- (2) 原則として、議長及び第一副議長は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する代表の中から選挙され、第二副議長及び第三副議長は、他方の区分に属する代表の中から選挙される。これらの役員は、地位は、毎コーヒー年度、両区分に交互にふり当てられる。
- (3) 議長及び議長として行動する副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。
- 第十一条 理事会の会議
- 理事会は、原則として、年二回通常会議を開催する。理事会は、その

決定により、特別会議を開催することができ。特別会議は、また、執行委員会、五加盟国、又は少なくとも二百票を有する一若しくは二以上の加盟国が要請する場合にも開催される。会議の通知は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行なわれる。会議は、理事会が別段の決定をしない限り、機関の所在地において開催される。

第十二条 票数

(1) 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。これらの各千票は、(2)から(8)までの規定に従つて、加盟輸出国及び加盟輸入国の各区分内ですれぞれ配分される。

(2) 各加盟国は、五の基本票を有する。ただし、加盟国の各区分内の基本票の数が合計して五百五十をこえないことを条件とする。加盟輸出国の数が三十をこえる場合又は加盟輸入国の数が三十をこえる場合には、当該区分内の各加盟国の基本票の数は、各区分内の基本票の数が合計して五百五十以下となるように調整される。

(3) 加盟輸出国の残余の票は、加盟輸出国の間で、各国の基本輸出割当てに比例して配分される。ただし、加盟集団に配分された残余の票は、第五条(2)に掲げる規定から生ずるいづれかの事項について投票が行なわれる場合には、当該加盟集団の構成員の間で、当該加盟集団の基本輸出割当て中の各自の持分に比例して配分される。

(4) 加盟輸入国の残余の票は、各加盟輸入国の間で、各国の過去三年

間におけるコーヒーの輸入の平均数量に比例して配分される。

(5) 票の配分は、理事会が各コーヒー年度の当初に決定するものとし、かつ、(6)に規定する場合を除くほか、当該年度中効力を有する。

(6) 機関の加盟国に変動がある場合、又は加盟国の投票権が第二十五条、第四十五条若しくは第六十一条の規定に基づいて停止され若しくは回復される場合には、理事会は、いつでも、この条の規定に従つて、票の再配分の措置を執る。

(7) いかなる加盟国も、四百をこえる数の票を有することとなつてはならない。

(8) 票数は、分数であつてはならない。

第十三条 理事会の投票手続

(1) 各代表は、自己が代表する加盟国のすべての票を投する権利を有するものとし、また、これらの票を分割して投してはならない。ただし、各代表は、(2)の規定に従つて委任された票について、前記の票と異なる使用をすることができ

(2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の一又は二以上の会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使する権限を委任することができ。この場合には、第十二条(7)に定める制限は、適用されない。

第十四条 理事会の決定

(1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行なわれる。

(2) この協定において区分ごとの三分の二の多数票による議決が必要とされている理事会の措置に関しては、次の手続による。

(a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二の多数票による議決が得られない場合においては、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、四十八時間以内に再び表決に付される。

(b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二の多数票による議決がなお得られない場合においては、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、二十四時間以内に再び表決に付される。

(c) 一加盟輸出国又は一加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二の多数票による議決が三回目の表決においても得られない場合においては、当該議案は、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が議案をその後の表決に付さないときは、当該議案は、否決されたものとする。

るものとして受諾することを約束する。

第十五条 執行委員会の構成

(1) 執行委員会は、第十六条の規定に従つて毎コーヒー年度選出される七加盟輸出国及び七加盟輸入国で構成される。構成国は、再選されることができ。

(2) 執行委員会の各構成国は、一人の代表及び一人若しくは二人以上の代表代理を選任する。

(3) 執行委員会の議長は、毎コーヒー年度理事会によつて任命されるものとし、また、再任されることができ。議長は、投票権を有しない。代表が議長に任命されたときは、代表代理が代表に代わつて投票権を有する。

(4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することができ。

第十六条 執行委員会の構成国の選挙

(1) 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までの規定に従つて行なわれる。

(2) 各加盟国は、第十二条の規定に基づいて自国に属するすべての票を単一の候補者に投する。加盟国は、第十三条(2)の規定に従つて用いる票を他の候補者に投することができ。

(3) 最も多数の票を獲得した七人の候補者を当選者とする。ただし、いかなる候補者も、一回目の投票

においては、少なくとも七十五票を獲得しない限り、当選者とされることはない。

(4) 一回目の投票において(3)の規定に従つて七人未満の候補者が当選した場合に、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいずれの候補者にも票を投じなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最小限の票数は、七人の候補者が当選するまで、毎回五ずつ減ずるものとする。

(5) 当選したいずれの加盟国にも票を投じなかつた加盟国は、(6)及び(7)の規定に従い、当選した加盟国中のいづれか一国に自国の票を委託する。

(6) 加盟国は、当選したときにもと自国に投じられた票及び当選した後自国に委託された票を与えられたものとする。ただし、当選したいずれの加盟国についても、その票数の合計は、四百九十九をこえることとなつてはならない。

(7) いずれかの当選した加盟国に与えられたものとされる票の数が四百九十九をこえることとなる場合には、当該当選した加盟国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、これらの加盟国のうち一若しくは二以上の加盟国が、当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九をこえないこととなるように、当該当選した加盟国から票を撤回し、その票を他の当選した加盟国に委託することを相互間で取りきめる。

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議第十四号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

二八四

第十七条 執行委員会の権限

- (1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。
- (2) 理事会は、区分ごとの単純過半数による議決で、次の権限以外の権限の一部又は全部の行使を執行委員会に委任することができる。
- (a) 第十二条(5)の規定に基づき、毎年度、票を配分すること。
- (b) 第二十四条の規定に基づき、運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。
- (c) この協定に基づいて輸出割当てを決定すること。
- (d) 自動的に適用される強制の措置以外の強制の措置を執ること。
- (e) 第四十五条又は第六十一条の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。
- (f) 第四十八条の規定に基づいて各国及び世界の生産目標を決定すること。
- (g) 第五十一条の規定に基づいて在庫に關する政策を決定すること。
- (h) 第六十条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。
- (i) 第六十一条の規定に基づき、紛争について決定を行なうこと。
- (j) 第六十五条の規定に基づいて加入のための条件を決定すること。
- (k) 第六十九条の規定に基づき、加盟国の脱退を要求することを決定すること。

- (1) 第七十一条の規定に基づき、この協定の有効期間を延長し、又はこの協定を終了させること。
- (2) 第七十三条の規定に基づき、加盟国に対して改正を勧告すること。

- (3) 理事会は、いつでも、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対するいづれかの権限の委任を取り消すことができる。
- (4) 第十八条 執行委員会の投票手続

- (1) 執行委員会の各構成国は、自国が第十六条(6)及び(7)の規定に基づいて与えられたすべての票を投する権利を有する。代理投票は、許されない。構成国は、これらの票を分割して投することができない。
- (2) 執行委員会が執るいかなる措置も、理事会が当該措置を執る場合と同様の多数による議決を必要とする。

第十九条 理事会及び執行委員会

- (1) 理事会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の加盟国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるものの出席とする。理事会の会期の第一日として予定された日に定足数が得られない場合又は理事会の会期中経て三回の会合において定足数が得られない場合には、理事会は、七日後に開かれるものとすし、その際の定足数及び当該会期の残余の期間中の定足数は、過半数の加盟国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるものの出席とする。
- (2) 執行委員会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の構成国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるものの出席とする。
- (3) 執行委員会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の構成国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるものの出席とする。
- (4) 執行委員会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の構成国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるものの出席とする。
- (5) 執行委員会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の構成国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるものの出席とする。

- (1) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務局長を任命する。事務局長の任命の条件は、理事会により定められるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものでなければならぬ。
- (2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であり、また、この協定の運用に關し、自己に關する任務の遂行について責任を負う。
- (3) 事務局長は、理事会が制定する規則に従つて職員を任命する。
- (4) 事務局長及びいづれの職員も、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送について金銭上の利害關係を有してはならない。
- (5) 事務局長及び職員は、その任務の遂行にあつて、いづれの加盟国からも、また、機関外のいかなる他の権力からの指示をも求め又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う國際的職員としての立場を損ずるおそれのあるいかなる行動をも慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任のものとつらば國際的な性質を尊重すること及びこれらの者に対しその責任の遂行について影響を及ぼさうとしないことを約束する。

第二十一条 他の機関との協力

- (1) 理事会は、國際連合、その専門機関その他の適當な政府間機関との協同及び協力のため望ましいすべての措置を執ることができ、理事会は、これらの機関その他コーヒーに關係のあるいづれかの機関に対し、理事会の会合にオブザーヴァーを送るよう招請することができる。
- (2) 事務局長は、執行委員会の勧告に基づいて事務局長を任命する。事務局長の任命の条件は、理事会により定められるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものでなければならぬ。
- (3) 事務局長は、機関の首席の管理職員であり、また、この協定の運用に關し、自己に關する任務の遂行について責任を負う。
- (4) 事務局長は、理事会が制定する規則に従つて職員を任命する。
- (5) 事務局長及びいづれの職員も、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送について金銭上の利害關係を有してはならない。
- (6) 事務局長及び職員は、その任務の遂行にあつて、いづれの加盟国からも、また、機関外のいかなる他の権力からの指示をも求め又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う國際的職員としての立場を損ずるおそれのあるいかなる行動をも慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任のものとつらば國際的な性質を尊重すること及びこれらの者に対しその責任の遂行について影響を及ぼさうとしないことを約束する。

第五章 特權及び免除

- (1) 機関は、各加盟国の領域において、その協定に適合する範圍内で、この協定に基づく任務を遂行するために必要な法律上の能力を有する。
- (2) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、機関がその被用者に支払う給料に対する課税を免除するものとする。ただし、この免除は、連合王国の國民には適用することを要しない。同政府は、また、機関の資産、収入その他の財産に対する課税を免除するものとする。

第六章 會計

- (1) 理事会における代表団、執行委員会における代表者及び理事会又は執行委員会のいづれかの委員会における代表者の費用は、各自の政府が支弁する。
- (2) この協定の運用に必要なその他の費用は、第二十四条の規定に従つてその額が決定される加盟国からの年次分担金により支弁する。
- (3) 機関の會計年度は、コーヒー年度と同一とする。
- (4) 第二十四条 予算の決定及び分担金の額の決定
- (5) 理事会は、各會計年度の下半期において、次の會計年度の機関の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に対する各加盟国の分担金の額を決定する。
- (6) 各會計年度の運営予算に対する各加盟国の分担金の額は、当該各會計年度の運営予算が承認された時において当該各加盟国の票数がすべての加盟国の票数の合計中に占める割合に比例するものとする。ただし、分担金の額が決定される會計年度の当初に加盟国間の票の配分が第十二条(5)の規定に従つて変更される場合には、当該分担金の額は、当該年度につき、その変更に応じて調整される。分担金の額の算定にあつては、各加盟国の票数は、いづれかの加盟国の投票権の停止又はそれから生ずる票の再配分を考慮しないで計算する。
- (7) この協定の効力発生の日の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票の数及び当該會計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該會計年度における他の加

盟国の分担金の額は、変更しない。

(4) この協定が機関の最初の完全な会計年度が始まる八箇月以上前に効力を生ずる場合には、理事会は、その第一回会期において、最初の完全な会計年度の開始までの期間のみを対象とする運営予算を承認する。その他の場合には、最初の運営予算は、当初の期間及び最初の完全な会計年度の双方を対象とするものとする。

第二十五条 分担金の支払
(1) 各コーヒール年度の運営予算に対する分担金は、交換可能な通貨で支払うものとし、かつ、当該会計年度の最初の日に支払わなければならない。

(2) いずれかの加盟国が分担金を支払わなければならない日から六箇月以内に運営予算に対する分担金の全額を支払わない場合には、理事会における投票権及び執行委員権は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が区分ごとの三分の二の多数票による議決で決定する場合を除くほか、この協定に基づくその他のいすれかの権利を奪われ、又はこの協定に基づくいすれかの義務を免除されることはない。

(3) 加盟国は、(2)、第四十五条又は第六十一条の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、なお、その分担金を支払う責任を負う。

第二十六条 会計の検査及び公表

独立の会計検査を了した各会計年度の機関の収支計算書は、当該各会計年度の終了後できる限りすみやかに、承認及び公表のため理事会に提出される。

第七章 輸出の規制

第二十七条 加盟国による一般的約束

(1) 加盟国は、第一条に同条(4)に定める目的が達成されるようにその通商政策を運用することを約束する。加盟国は、加盟国の社会的及び経済的進歩のための計画を遂行することに伴う外貨の必要に合致するようにコーヒールの輸出から生ずる実質的收入が漸進的に増加するような態様で、この協定を実施することが望ましいことであることに同意する。

(2) 加盟国は、この章に規定する輸出割当ての決定その他この協定の規定の実施によつて前記の目的を達成するため、コーヒールの価格の一般的水準が千九百六十二年における一般的水準を下らないことを確保する必要があることに同意する。

(3) 加盟国は、さらに、公正であり、かつ、消費の望ましい増加を妨げない価格を消費者のために確保することが望ましいことであることに同意する。

第二十八条 基本輸出割当て

(1) 附属書Aに掲げる輸出国は、千九百六十二年十月一日に始まる最初の三コーヒール年度において、同

附属書に定める基本輸出割当てを有する。

(2) 千九百六十五年九月三十日に終るコーヒール年度の後半の六箇月間に、理事会は、附属書Aに定める基本輸出割当てを、市場の一般状況に適合するものにするため、検討する。理事会は、その際に、区分ごとの三分の二の多数票による議決で同基本輸出割当てを修正することができ、修正された場合においては、附属書Aに定める基本輸出割当ては、有効なものとして存続する。

第二十九条 加盟集団の割当て

附属書Aに掲げる二以上の国が第五条の規定に従つて加盟集団を形成する場合においては、附属書Aに定めるこれらの国の基本輸出割当てを合計し、この合計を、この章の規定の適用上、単一の割当てとして取り扱う。

第三十条 年間輸出割当ての決定

(1) 理事会は、各コーヒール年度の始まる少なくとも三十日前に、三分の二の多数票による議決で、翌コーヒール年度における全世界の輸入の見積り及び非加盟国からの推定される輸出の見積りを採択する。

(2) 理事会は、(1)の見積りを勘案して、遅滞なく年間輸出割当てを決定する。この年間輸出割当ては、附属書Aに定める基本輸出割当てに対して、すべての加盟輸出国について同一の百分率となるようにするものとする。第一コーヒール年度におけるこの百分率は、第三十

二条の規定を留保して、九十九パーセントとする。

第三十一条 四半期輸出割当ての決定

(1) 理事会は、年間輸出割当てを決定した後直ちに、当該コーヒール年度を通じて供給が必要見積りと妥当な均衡を保つように、各加盟輸出国について四半期輸出割当てを決定する。

(2) 四半期輸出割当ては、当該コーヒール年度における各加盟国の年間輸出割当ての二十五パーセントにできる限り近く定めるものとする。いずれの加盟国も、コーヒール年度の最初の四半期に年間輸出割当ての三十パーセント、最初の二の四半期に六十パーセント、また、最初の三の四半期に八十パーセントをこえて輸出することを許されない。いずれかの四半期における加盟国の輸出が当該四半期における当該加盟国の割当てに達しない場合には、残量を当該コーヒール年度中の次の四半期における当該加盟国の割当てに加算する。

第三十二条 年間輸出割当ての調整

理事会は、市場の状況により必要である場合には、割当ての実情を再検討し、第三十条(2)の規定に基づいて決定された基本輸出割当てに対する百分率を変更することができる。この場合において、理事会は、加盟国の予想される割当て不使用分を考慮に入れる。

第三十三条 割当て不使用分の通告

加盟輸出国は、当該コーヒール年度における輸出割当ての全量を輸出するため十分なコーヒールを保有しているかどうかを、コーヒール年度の八箇月目の月の末日及び理事会が要請する一箇おそい日に、理事会に通告することを約束する。

(1) 加盟輸出国は、当該コーヒール年度における輸出割当ての全量を輸出するため十分なコーヒールを保有しているかどうかを、コーヒール年度の八箇月目の月の末日及び理事会が要請する一箇おそい日に、理事会に通告することを約束する。

(2) 理事会は、第三十二条の規定に従つて輸出割当ての水準を調整するかどうかを決定するにあたり、(1)の通告を考慮に入れる。

第三十四条 四半期輸出割当ての調整

(1) 理事会は、この条に規定する場合においては、第三十一条(1)の規定に基づき各加盟国について決定した四半期輸出割当てを変更する。

(2) 理事会が第三十二条の規定に従つて年間輸出割当てを変更する場合においては、当該変更は、当該コーヒール年度の当該四半期及び残余の四半期における割当て又は残余の四半期における割当てに反映されなければならない。

(3) 理事会は、(2)に規定する調整のほか、市場の状況により必要であると認める場合には、年間輸出割当てを変更しない、当該コーヒール年度の当該四半期及び残余の四半期における輸出割当ての間で割当ての調整を行なうことができる。

(4) 加盟輸出国が、例外的事情のため、第三十一条(2)に規定する制限がその経済に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合において、当該加盟輸出国の要請があつたときは、理事会は、第六十条の

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

二八六

規定に基づく適当な措置を執ることができ。關係加盟国は、当該損害についての証拠を提出し、かつ、価格の安定の維持に關する十分な保証を行わなければならない。ただし、理事会は、いかなる場合にも、当該コーヒー年度の最初の四半期に年間割当ての三十五パーセント、最初の二の四半期に六十五パーセント、また最初の三の四半期に八十五パーセントをこえて輸出することを加盟国に対して承認してはならない。

(5) すべての加盟国は、短期間に生ずる価格の著しい上昇又は下落が、価格の基本的動向を不当にゆがめ、生産者及び消費者の双方に深刻な不安をもたらす、かつ、この協定の目的の達成を危うくするおそれがあることを認める。したがって、短期間に価格の一般的水準がそのように変動する場合には、加盟国は、理事会の会合を要請することができ、理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体的水準を修正することができる。

(6) 理事会は、価格の一般的水準の急激かつ異常な上昇又は下落が輸入者間、輸出者間、又はその双方間の協定によるコーヒー市場の人為的操作に基因するものであると認める場合には、単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体的水準を再調整するためにいかなる是正措置を執るべきかを決定する。

第三十五条 輸出割当ての調整のための手続

(1) 年間輸出割当ては、各加盟国の基本輸出割当てに同一の百分率を乗することにより、決定し及び調整する。

(2) 第三十四条(2)、(3)、(5)及び(6)の規定に基づきすべての四半期輸出割当てに対して行なわれる一般の変更に、理事会が定める適当な標準に従つて、各加盟国の四半期輸出割当てについて比例的に適用される。この標準は、各加盟国の年間輸出割当てに中当該加盟国が当該コーヒー年度の各四半期においてすでに輸出し又は輸出の権利を有する数量の各百分率を考慮して定められる。

(3) 第三十条、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定に基づく年間輸出割当て及び四半期輸出割当ての決定及び調整についての理事会のすべての決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの三分の二の多数票による議決で行なう。

第三十六条 輸出割当ての遵守

(1) 割当てによる規制を受ける加盟輸出国は、この協定中割当てに關連するすべての規定の完全な遵守を確保するため必要な措置を執らなければならない。理事会は、当該加盟輸出国に対し、この協定に定める割当てを効果的に遂行するための追加的措置を執ることを要請することができる。

(2) 加盟輸出国は、自国の年間輸出割当て及び四半期輸出割当てをこえて輸出してはならない。

(3) 加盟輸出国がいずれかの四半期における自国の割当てをこえて輸出した場合に、理事会は、当該加盟輸出国の一又は二以上の将来の割当てから、合計して当該超過分に等しい数量を削減する。

(4) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に再びその四半期輸出割当てをこえて輸出した場合には、理事会は、当該加盟輸出国の一又は二以上の将来の割当てから、合計して当該超過分の二倍に等しい数量を削減する。

(5) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に三回以上その四半期輸出割当てをこえて輸出した場合には、理事会は、(4)に定める削減と同様の削減を行なうものとし、また、第六十九条の規定に従い、当該輸出国に対して機関から脱退すること并要求する措置を執ることができ。

(6) (3)、(4)及び(5)に規定する割当ての削減は、理事会が必要な情報を得た後でできる限りすみやかに、行なわれなければならない。

第三十七条 割当てに關する経過規定

(1) 千九百六十二年十月一日以後のコーヒーの輸出は、この協定が關係輸出国について効力を生じた時に、当該關係輸出国の年間輸出割当ての使用分に算入する。

(2) この協定が千九百六十二年十月一日以後に効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会期中

に、年間輸出割当て及び四半期輸出割当てを決定する手続につき、この協定が効力を生じたコーヒー年度において必要となる修正を行なう。

第三十八条 國領からのコーヒーの積出し

(1) 加盟国のいずれかの國領からその本土地域又は他の國領に向けたコーヒーの積出しであつて当該本土地域若しくは当該他の國領又は当該加盟国のその他の國領における国内消費のためのものは、(2)の規定を留保して、コーヒーの輸出とはみなされず、輸出割当てによるいかなる制限をも受けない。ただし、關係加盟国が、再輸出の統制につき、及び当該加盟国の本土地域とその國領との間の特殊な關係から生ずるその他の事項でこの協定の実施に關連していると理事会が決定するものにつき、理事会が十分と認める取極を行なうことを条件とする。

(2) もつとも、加盟国と第四条又は第五条の規定に従い本土地域と分離して機關の加盟国又は加盟集團の構成員となるその國領との間のコーヒーの取引は、この協定の適用上、コーヒーの輸出として取り扱ふ。

第三十九条 割当てによる規制を受ける加盟輸出国の過去三年間におけるコーヒーの輸出の年平均が二万五千袋に達しなかつた加盟輸出国には、その年間輸出が二万五千袋を下まわる限

り、この協定中割当てに關する規定を適用しない。

(2) 國際連合との信託統治協定に基づいて施政が行なわれている信託統治地域で施政権者以外の国に対する年間輸出が十萬袋をこえないものには、その年間輸出が十萬袋をこえない限り、この協定中割当てに關する規定を適用しない。

第四十条 割当て使用分に算入しない輸出

(1) 一人当りの消費量が現在には少ないが将来著しく増加する可能性がある世界の特定の地域におけるコーヒーの消費の増加を容易にするため、附屬書Bに掲げる国に対する輸出は、(5)の規定を留保して、割当て使用分に算入しない。理事会は、この協定の効力発生の日の後第二の完全なコーヒー年度の当初に、及びその後の毎年、同附屬書からいづれかの国を削除すべきかどうかを決定するために同附屬書を検討するものとし、その決定により、当該国を削除することができ。附屬書Bに掲げる国に対する輸出については、次の規定を適用する。

(a) 理事会は、その第一回会期中において、及びその後必要と認めるときはいつでも、附屬書Bに掲げる国におけるコーヒーの消費の増加について前年度に得られた結果を検討し、かつ、振興運動及び通商取極の推定される効果を考慮した後、国内消費のための前記の国の輸入の見積りを作成する。附屬書Bに掲げる国に対する加盟輸出国の輸出

り、この協定中割当てに關する規定を適用しない。

(2) 國際連合との信託統治協定に基づいて施政が行なわれている信託統治地域で施政権者以外の国に対する年間輸出が十萬袋をこえないものには、その年間輸出が十萬袋をこえない限り、この協定中割当てに關する規定を適用しない。

は、合計して、理事会が定めた量をこえてはならないものとす。そのため、理事会は、常時、附屬書Bに掲げる国に対するその時の輸出を加盟輸出国に通報しておく。加盟輸出国は、各月における附屬書Bに掲げる国に對するすべての輸出を、当該各月の末日から三十日以内に、理事会に通報する。

(b) 加盟国は、理事会が附屬書Bに掲げる国へのコーヒーの流入及びこれらの国における消費を監視することを助けるため、理事会が必要とする統計その他の情報を提供する。

(c) 加盟輸出国は、附屬書Bに掲げる国による他の市場に對するコーヒーの再輸出を防止する規定を現行の通商取極に取り入れるため、できる限りすみやかに当該現行の通商取極について再交渉するよう努力するものとす。加盟輸出国は、また、すべての新しい通商取極及び通商取極が適用されないすべての新しい充渡契約(民間貿易業者と交渉したものであると政府機関と交渉したものであるとを問わない。)に、同様の規定を取り入れる。

(d) 理事会は、附屬書Bに掲げる国に對する輸出の監視を常に維持するため、さらに、他の予防措置、たとえば、これらの国向けにのコーヒー袋に特別な印を付けることを要求し、また、加盟輸出国が附屬書Bに掲げられていない国に對する再輸出の防止に

ついでに金融上及び契約上の保証を附屬書Bに掲げる国から与えられることを要求する措置について決定することができる。理事会は、必要と認めるときはいつでも、附屬書Bに掲げる国における違反を調査するため、又はこれらの国に對する輸出を確保するため、國際的に認められた世界的機關の役務を利用することができ。理事会は、生ずることがあるいかなる違反についても加盟国の注意を促すものとする。

(e) 理事会は、附屬書Bに掲げる国におけるコーヒー市場の發展について得られた結果に關する詳細な報告書を毎年作成する。

(f) 加盟輸出国が附屬書Bに掲げる国に輸出したコーヒーが附屬書Bに掲げられていないいずれかの国に對して再輸出された場合には、理事会は、再輸出されたコーヒーの数量に相當する數量を当該加盟輸出国の割当使用分に算入する。当該附屬書Bに掲げる国から再び再輸出が行なわれた場合には、理事会は、その事實を調査し、かつ、酌量すべき事情を認めない限り、いつでも、附屬書Bからその國を削除することができ。

(2) 人間による飲料又は食料品としての消費以外のなんらかの目的のために工業的加工に供する原材料としてのコーヒー豆の輸出は、割当使用分に算入しない。ただし、当該コーヒー豆が實際に前記の目的のために使用されることについ

ての十分な情報を加盟輸出国が理事会に提供することを条件とする。

(3) 理事会は、加盟輸出国の申請があつた場合には、当該加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のために行なつたコーヒーの輸出を当該加盟輸出国の割当使用分に算入しないことを決定することができる。

第四十一条 供給の確保
理事会は、コーヒーの供給の總計が世界の輸入の見積りに対応することを確保するだけでなく、消費者がその要求する種類のコーヒーを入手することができ、これを確保するよう努力するものとす。理事会は、この目的を達成するため、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、実行可能と認めるすべての手段を用いることを決定することができる。

第四十二条 地域内及び地域間の價格取極
(1) 加盟輸出国間に締結される地域内及び地域間の價格取極は、この協定の一般的目的に適合するものでなければならず、また、理事会に登録されるものとする。これらの取極は、生産者及び消費者の双方の利益並びにこの協定の目的を考慮に入れたものでなければなら

ない。これらの取極の一方がこの協定の目的に適合しない結果をもたらしおそれがあると認めるいづれかの加盟国は、理事会が次の会期において關係加盟国と当該取極について討議することを要請することができる。

(2) 理事会は、加盟国及び当該加盟国が屬しているいづれかの地域的機關と協議して、当該加盟国がその價格政策を通じてコーヒーの各等級及び各品質に應じて維持するよう努力すべき價格差を勧告することとす。

(3) (2)の規定に基づいて行なわれた勧告の結果價格差が採用されている等級及び品質のコーヒーについて短期間に急激な價格變動が生じた場合には、理事会は、この事態を是正するための適當な措置を勧告することができる。

第四十三条 市場動向の調査
理事会は、この協定の定める割当制度を通じて得られた結果を考慮に入れて價格政策を勧告するため、コーヒーの市場動向を絶えず調査する。

第八章 原産地証明書及び再輸出証明書
第四十四条 原産地証明書及び再輸出証明書
明書

(1) いずれかの加盟国によるその領域において生産されたコーヒーの輸出には、資格のある団体で当該加盟国が選定したものが発行する附屬書Cの様式による原産地証明書を添えなければならぬ。そのような加盟国は、それぞれ、必要とする証明書の謄本の數を決定し、また、各謄本に一連番号を付ける。証明書の原本は、輸出に關する書類に添附し、その謄本一部は、当該加盟国が機關に送付する。理事会は、各加盟国が輸出したコーヒーの量をいつでも確認でき

きるように、直接に、又は國際的に認められた世界的機關を通じて、原産地証明書を検査する。

(2) 加盟国によるコーヒーの再輸出には、資格のある団体で当該加盟国が選定したものが発行する理事会が決定した様式による再輸出証明書を添えなければならない。再輸出証明書は、当該コーヒーがこの協定に従つて輸入されたものであることを証明するものとし、適當な場合には、当該コーヒーを輸入した際に用いられた一又は二以上の原産地証明書を引用する。再輸出証明書の原本は、再輸出に關する書類に添附するものとし、その謄本一部は、再輸出する当該加盟国が機關に送付する。

(3) 各加盟国は、機關に對し、(1)及び(2)に規定する機能を行なわせるために指定した一又は二以上の団体の名を通告する。理事会は、理由があるときは、いつでも、特定の団体による証明を受諾することができないことを宣言することができ。

(4) 加盟国は、理事会が決定する期間ごとに、機關に對し、理事会が決定した様式によるコーヒーの輸入に關する定期的報告書を提出する。

(5) (1)の規定は、この協定の効力発生の日の後三箇月以内に実施する。(2)の規定は、理事会が決定する日から実施する。

(6) 各加盟国は、(5)に定める各期日後は、他の加盟国から積み出されるコーヒーで原産地証明書又は再輸出証明書を添えられていないも

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

の輸入を禁止しなければならない。

第九章 輸入の規制

第四十五条 輸入の規制

(1) 加盟国でない輸出国がその輸出を加盟国の犠牲において増加することを防ぐため、非加盟国からの加盟国のコーヒーの輸入については、(2)から(8)までの規定を適用する。

(2) この協定の効力発生の日以後三箇月の日以降において、機関の加盟国が、千九百六十一暦年度において合計して世界の輸出の九十五パーセント以上を輸出したものでない場合には、各加盟国は、(4)及び(6)の規定を留保して、非加盟国の総体からの年間輸入を、統計が作成されている年度のうちのこの協定の効力発生の日以前の最近の三年度における非加盟国の総体からの輸入の年平均以下に制限しなければならない。ただし、理事会の決定により、この制限の適用を延期することができる。

(3) 理事会は、入手した情報に基づき、非加盟国の総体からの輸出が加盟国の輸出を妨げていると認められる場合には、機関の加盟国が千九百六十一暦年度において合計して世界の輸出の九十五パーセント以上を輸出したものであつても、(2)の制限を適用することを決定することができる。

(4) 理事会が第三十条の規定に基づいていづれかのコーヒー年度について決定した世界の輸入の見積りがこの協定の効力発生の日以後最初の完全なコーヒー年度におけ

る世界の輸入の見積りよりなんらかの割合だけ少ない場合には、各加盟国が(2)の規定に基づいて非加盟国の総体から輸入することのできる数量は、その割合だけ低減する。

(5) 理事会は、この協定の目的を達成するため必要と認める場合には、非加盟国からの輸入につき、毎年、追加的制限措置を勧告することができる。

(6) 各加盟国は、この条の規定に基づいて制限が適用された日から一箇月以内に、理事会に対し、自国が当該年度において非加盟国の総体から輸入することを認められる数量を通告する。

(7) (2)から(6)までに定める義務は、これと矛盾する義務で加盟輸入国が千九百六十二年八月一日前から二箇国又は多数箇国の取極に基づき非加盟国に対して負っているものを免除するものではない。ただし、当該矛盾する義務を負ういづれかの加盟輸入国は、(2)から(6)までに定める義務との矛盾を最小にとどめるように当該矛盾する義務を遂行し、当該矛盾する義務を(2)から(6)までの規定に調和させるための措置をできる限りすみやかに執り、かつ、理事会に対し、当該矛盾する義務の詳細及び当該矛盾を最小にとどめ又は除去するために執った措置を通報する。

(8) 加盟輸入国がこの条の規定を遵守しない場合には、理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、当該加盟輸入国が理事会において有する投票権及び執行委

員会においてその票を投じさせる権利を停止することができる。

第十章 消費の増大

第四十六条 振興

(1) 理事会は、コーヒーの消費を振興するための継続的な計画を後援する。この計画の規模及び経費は、理事会の定期的な検討及び承認を受けなければならない。加盟輸入国は、この計画の資金の調達に關していかなる義務をも負わな

(2) 理事会は、問題を研究して行なうその決定により、機関に、執行委員会の下部機構として、世界コーヒー振興委員会という別の委員会を設立することができる。

(3) 世界コーヒー振興委員会(以下「委員会」という。)が設立される場合には、次の規定を適用する。

(a) 委員会の規則、特に委員、組織及び会計事項に關する規則は、理事会が制定する。委員会の委員は、(1)の規定に基づいて作成される振興計画に出資する加盟国に限られる。

(b) 委員会は、その任務を遂行するにあつて、振興運動が実施される各国内に技術委員会を設立する。振興運動がいずれかの加盟国において開始される前に、委員会は、理事会における当該加盟国の代表に対し、そのような運動を実施する委員会の意思を通報し、かつ、当該加盟国の同意を得なければならない。

(c) 委員会の恒久職員に關する通常の運営費(振興の目的のための旅行の費用を除く)は、機関

の運営予算から支出するものと し、委員会の振興資金からは支出しない。

第四十七条 消費の除去

(1) 加盟国は、コーヒーの消費の最大限の増大を、できる限りすみやかに、特に、この増大を妨げるおそれのあるいづれの障害をも逐次除去することによつて、達成することが最も重要であることを認める。

(2) 加盟国は、すべてのコーヒー輸出とコーヒー輸入国との間の完全な國際協力を促進する自国の意思を確認する。

(3) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に次の措置が現在執られていることを認める。

(a) コーヒーに適用される輸入制度(特惠關稅その他の關稅、割当て並びに政府の輸入独占機關及び公的買付機關の運営を含む。)その他の行政規則及び商慣行

(b) 直接又は間接の補助金に關する輸出制度その他の行政規則及び商慣行

(c) 消費に影響するおそれのある国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置

(4) 加盟国は、若干の加盟国が、コーヒーに対する關稅を引き下げる意思を表明し又は消費の増大に対する障害を除去するその他の措置を執ることによつて、前記の目的に對する同意を示したことを認める。

(5) 加盟国は、理事会その他の機關のある國際機關の援助の下に行なわれた研究及び將來行なわれる研究並びに千九百六十一年十一月三十日にジュネーブにおける大臣會議において採択された宣言を考慮して、次のことを約束する。

(a) 貿易及び消費の増大に對する(3)に規定する障害を逐次輕減し、また、可能な限り最後には除去するための、又はこれらの障害の影響を實質的に低減させるための手段及び方法を調査すること。

(b) 理事会がこの協定の効力発生の日以後十八箇月以内に、前記の障害の影響に關する加盟国が提供した情報について、及び、適當な場合には、前記の障害を輕減し、又はその影響を低減させるために計画した措置について検討することができるよう、理事会に対し、自国の調査の結果を通報すること。

(c) 国内的措置の採用及び國際的措置の提案にあつて、理事会による前記の検討の結果を考慮に入れること。

(d) 第七十二条に規定する會議において、加盟輸出国の収入の増大及び消費の増進に關するこの協定の成功を考慮に入れて、この協定が得た結果を検討し、並びに貿易及び消費の拡大の途上になお存在する障害の除去のためのその後の措置の採択を検討すること。

(6) 加盟国は、この条の規定に従つて執つた措置によつてその経済が影響されるおそれのある加盟国が提出するすべての要請を理事会その他の適当な機関において研究することを約束する。

第十一章 生産の統制

第四十八条 生産目標

(1) 加盟生産国は、この協定の有効期間中に、コーヒーの生産を国内消費、輸出及び第十二章に規定する在庫のために必要な数量に調整することを約束する。

(2) 理事会は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、加盟生産国と協議の上、区分ごとの三分の二の多数票による議決で各加盟生産国及び世界全体の生産目標を勧告する。

(3) 各加盟生産国は、前記の目的を達成するためにとる方策及び手続について全面的に責任を負う。

第四十九条 生産統制計画の履行

(1) 各加盟生産国は、第四十八条に規定する目的を達成するためすに執り又は現在執つている措置及び得た具体的結果についての書面による報告を、定期的に、理事会に提出する。理事会は、その第一回会期において、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、この報告についての説明及び討議の予定時期及び手続を定める。理事会は、なんらかの意見の表明又は勧告を行なう前に、関係加盟国と協議する。

(2) 理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、いずれかの加盟生産国がその生産を理事会が第四十八条の規定に基づいて勧告した目標に調整する計画をこの協定の効力発生の日から二年以内に採用しなかつたと認定し、又はいずれかの加盟生産国の計画が効果的でないと認定する場合には、同様の多数票による議決で、当該加盟生産国がこの協定の適用から生ずることのあるいかなる割当ての増加をも享受できないことを決定することができる。理事会は、同様の多数票による議決で、第四十八条の規定が遵守されたことを確認するため適当であると認めるいかなる手続をも定めることができる。

(3) 理事会は、適当と認める時期(ただし、第七十二条に定める検討のための会議以前でなければならぬ)に、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、加盟生産国が(1)の規定に従つて理事会の検討のために提出した報告に照らして、第四十八条(2)の規定に基づいて勧告した生産目標を改訂することができる。

(4) 理事会は、この条の規定を適用するにあつて、一次産品生産国の開発計画に対し資金的若しくは一般的援助を与えることについて関心を有し、又は責任を負う国際の若しくは国内的な機関又は民間の機関と緊密な連絡を維持する。

第五十条 加盟輸入国の協力

加盟輸入国は、コーヒーの生産と世界の需要との間の妥当な均衡をもたらし、これが最も重要であることを認め、国際的援助に関するその一般政策に沿つて、コーヒーの生産を制限するための計画について加盟生産国と協力することを約束する。加盟輸入国の援助は、この章の規定を遵守する加盟生産国に対し、二国間、多数国間又は地域内の取極に基づき、技術、資金その他の形で与えることができる。

第十二章 在庫の規制

第五十一条 コーヒーの在庫に関する政策

(1) 理事会は、その第一回会期において、世界のコーヒーの在庫を、自己が定める方式に従ひ、かつ、数量、原産国、所在、品質及び状態の把握に留意しつつ確認するための措置を執る。加盟国は、この調査について便宜を与える。

(2) 理事会は、第四十八条に規定する勧告を補足し、及びそれによつてこの協定の目的の達成を促進するため、この協定の効力発生の日の後一年以内に、(1)の措置によつて入手した資料を基礎として、かつ、関係加盟国と協議の上、在庫に関する政策を定める。

(3) 加盟生産国は、とることができ、すべての手段により、理事会が定める政策を実行するよう努力する。

(4) 各加盟生産国は、理事会が定める政策を遂行するために執る措置について、全面的に責任を負う。

第五十二条 在庫の規制のための計画の履行

各加盟生産国は、第五十一条に定める目的を達成するためにすに執り又は現在執つている措置及び得た具体的結果についての書面による報告を、定期的に、理事会に提出する。理事会は、その第一回会期において、この報告についての説明及び討議の予定時期及び手続を定める。理事会は、なんらかの意見の表明又は勧告を行なう前に、関係加盟国と協議する。

第十三章 加盟国のその他の義務

第五十三条 事業者への諮問及びこれとの協調

(1) 理事会は、加盟国がコーヒー問題に関する専門家の意見を求めることを奨励する。

(2) 加盟国は、確立した取引経路に即応する態様で、この協定の範囲内におけるその活動を行なう。

第五十四条 求償取引

加盟国は、一般的な価格体系を乱すことを避けるため、伝統的市場におけるコーヒーの売渡しの内容とする求償取引で各個に対応する直接的なものを行なうことを差し控える。

第五十五条 混合品及び代用品

加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため、他の産物をコーヒーに混合し、又はこれをコーヒーとともに加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則をも維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有するコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十パーセント未満であるような産物をコー

ヒーの名称によつて販売し及び宣伝することを禁止するよう努力する。

第十四章 季節的金融

第五十六条 季節的金融

(1) 理事会は、季節的金融に関する二国間、多数国間、地域内又は地域間の取極の当事国であるいずれかの加盟国の要請があつた場合には、当該取極がこの協定に基づく義務に適合するものであることを確認するために当該取極を審査する。

(2) 理事会は、二以上の義務の間に生ずることがある矛盾を解決するため、加盟国に対して勧告を行なうことができる。

(3) 理事会は、関係加盟国から入手した情報を検討した上で、適当かつ適切と認める場合には、季節的金融を必要とする加盟国を援助するために一般的な勧告を行なう。

第十五章 国際コーヒー基金

第五十七条 国際コーヒー基金

(1) 理事会は、国際コーヒー基金を設立することができる。基金は、コーヒーの生産と需要との間の妥当な均衡をもたらすために生産を制限するという目的を達成するため、及びこの協定のその他の目的の達成を援助するため、使用される。

(2) 基金に対する拠出は、任意とする。

(3) 理事会による基金の設立の決定及び基金の運用に関する指導原理の採用は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で行なう。

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

二九〇

第十六章 情報及び研究

第五十八条 情報

(1) 機関は、次のものの収集、交換及び出版のための本部として活動する。

(a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出入、流通及び消費に関する統計的情報

(b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術的情報

(2) 理事会は、その運営に必要と認める情報(コーヒーの生産、輸出入、流通、消費及び在庫並びにコーヒーに対する課税に関する定期的な統計的報告を含む。)を提供することが出来る。ただし、特定の行為がコーヒーを生産し、加工し若しくは販売するいずれの人又は会社の行為であるかを識別することが出来るようないかなる情報をも公表してはならない。加盟国は、できる限り詳細かつ正確な形で、要求された情報を提供する。

(3) 理事会が機関の正当な任務の遂行のために要求した統計的情報その他の情報を加盟国が受当な期限内に提供せず、又はその提供が困難である場合には、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由を説明することを要求することが出来る。理事会は、当該事項について技術的援助を必要と認める場合には、なんらかの必要な措置を執ることが出来る。

第五十九条 研究

(1) 理事会は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策がコーヒーの生産及び消費に与える影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途においてコーヒーの消費を増大させる可能性並びにコーヒーの生産者及び消費者に対するこの協定の実施の効果(生産者と消費者との間の交易条件を含む。)に関する研究を奨励することが出来る。

費国における政府の施策がコーヒーの生産及び消費に与える影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途においてコーヒーの消費を増大させる可能性並びにコーヒーの生産者及び消費者に対するこの協定の実施の効果(生産者と消費者との間の交易条件を含む。)に関する研究を奨励することが出来る。

(2) 機関は、必要と認める限度において、コーヒー研究会がさきに着手した研究及び調査を継続し、かつ、定期的に、コーヒーの生産及び消費の傾向及び予想についての研究を行なう。

(3) 機関は、コーヒーを生産する加盟国からの輸出について最低の規格を定めることが可能であるかどうかを研究することが出来る。理事会は、この問題に関する勧告について討議することが出来る。

第六十条 免除

(1) 理事会は、例外的な若しくは緊急の事態のため、不可抗力のため、憲法上の義務のため又は信託統治制度の下に施政を行なう地域に対する国際連合憲章に基づく国際的義務のため次のいずれかのものに該当することとなるような義務については、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、これを加盟国に対して免除することが出来る。

(a) 当該加盟国に対して重大な困難をもたらすもの
(b) 当該加盟国に対して不公平な負担を課するもの

(c) 他の加盟国に対して不当な又は過大な利益を与えるもの

(2) 理事会は、加盟国に対して免除を与えるにあたり、当該加盟国が当該義務を免除される条件及び期間を明示する。

第六十一条 紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決されないものは、当該紛争の当事者であるいずれかの加盟国の要請により、決定のため、理事会に付託される。

(2) (1)の規定に基づいて紛争が理事会に付託された場合には、過半数の加盟国又はその票数の合計が総票数の三分の一以上となる加盟国は、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行なう前にその紛争問題について(3)に規定する諮問協議会の意見を求めることを要求することが出来る。

(3) 諮問協議会は、理事会が全会一致で別段の定めをしない限り、次の者で構成される。

(i) 加盟輸出国が指名する者二人。そのうち一人は当該紛争と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する(1)の者と同様の資格を有する者二人

会の議長が選定する議長一人

(b) この協定の締結国の国民は、諮問協議会の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問協議会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けないで行動する。

(d) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁する。

(4) 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定を行なう。

(5) いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、その苦情を申し立てる国の要請によつて理事会に付託され、理事会は、その問題について決定を行なう。

(6) 加盟国は、区分ごとの単純過半数による議決によらない限り、この協定に基づく義務に違反したと認定されることはない。加盟国がこの協定に違反していることの認定は、その違反の性質を明示して行なう。

(7) 理事会は、いずれかの加盟国がこの協定に違反したと認定した場合に、他の条に規定する他の強制措置を妨げることなく、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、当該加盟国がその義務を履行するまでの間当該加盟国が理事会において有する投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利を停止し、又は第六十九条の規定に基づく強制的脱退を要求する措置を執ることが出来る。

第六十二条 署名

この協定は、千九百六十二年十一月三十日まで、国際連合本部で、千九百六十二年の國際連合コーヒー會議に招請された政府及び独立する前に同會議に属領として代表されていた国の政府による署名のため開放しておく。

第六十三条 批准

この協定は、署名国政府により、その憲法上の手続に従つて批准され、又は受諾されるものとする。批准書又は受諾書は、千九百六十三年十二月三十一日までに、國際連合事務総長に寄託するものとする。批准書又は受諾書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が第二条(7)に定義する加盟輸出国として機関に加盟するか又は同条(8)に定義する加盟輸入国として機関に加盟するかを明示するものとする。

第六十四条 効力発生

(1) この協定は、附屬書Dに掲げるところにより千九百六十一年において合計して世界の輸出の八十パーセント以上を輸出した二十以上の輸出国を代表する政府及び附屬書Dに掲げるところにより千九百六十一年において合計して世界の輸入の八十パーセント以上を輸入した十以上の輸入国を代表する政府が批准書又は受諾書を寄託した日に、これらの政府の間で効力を生ずる。その後批准書、受諾書又は加入書を寄託する政府について

ては、この協定は、その寄託の日
に効力を生ずる。

(2) この協定は、暫定的に効力を生ずることが出来る。憲法上の手続に従つてできる限りすみやかに批准し又は受諾するよう努力することとを約束する旨の署名国政府の通告は、国際連合事務総長が千九百六十三年十二月三十日までこれを受領する場合に、この協定の暫定的な効力発生上、批准書又は受諾書と同様の効力を有するものとする。この通告を行なう政府は、批准書若しくは受諾書を寄託する日と千九百六十三年十二月三十一日とのうちいずれか一層早い日まで、暫定的にこの協定の適用を受けるものとし、かつ、暫定的にこの協定の締約国政府とみなされる。

(3) 国際連合事務総長は、この協定の効力発生の日後三十日以内にロンドンで開催される理事会の第一回会期を招集するものとする。

(4) この協定が、(2)の規定に従つて暫定的に効力を生じたかどうかを問はず、千九百六十三年十二月三十一日までに(1)の規定に従つて暫定的に効力を生じた場合は、同日までに批准書又は受諾書を寄託した政府は、その事態においていかなる措置が必要であるかを検討するために協議することができ、また、この協定がそれらの政府の間で効力を生ずることを合意により決定することができる。

第六十五条 加入

国際連合又はその専門機関の加盟国政府及び千九百六十二年の国際連

合コーヒール会議に招請された政府は、理事会が定める条件に従つて、この協定に加入することができる。

理事会は、この条件を定めるにあつて、当該国が附屬書Aに掲げられていない場合には、当該国の基本輸出割当てを決定する。当該国が附屬書Aに掲げられている場合には、理事会が区分ごとの三分の二の多数票による議決で別段の決定を行なう場合を除くほか、同附屬書に定める基本輸出割当てを当該国の基本輸出割当てとする。加入書を寄託する各政府は、寄託の際に、第二条(7)に定義する加盟輸出国として機関に加盟するか又は同条(8)に定義する加盟輸入国として機関に加盟するかを明示するものとする。

第六十六条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても、行なうことができない。

第六十七条 国領に関する通告

(1) いずれの政府も、署名の時若しくは受諾書、批准書若しくは加入書の寄託の時に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、国際関係について自己が責任を負ういすれかの領域にこの協定が適用されることを宣言することができる。この協定は、その通告の日から、その通告中に特定する領域に適用される。

(2) いずれの締約国も、そのいすれかの領域について第四条の規定に基づき権利を行使することを希望する場合又はその領域の一に對し第五条若しくは第六条の規定に基

づいて形成される加盟集団の構成員となることの許可を与えることを希望する場合には、批准書、受諾書若しくは加入書の寄託の時に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、当該権利を行使し、又は当該許可を与えることができる。

(3) (1)の規定に基づく宣言を行なつたいすれかの締約国は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域に對するこの協定の適用を終止することを宣言することができる。この協定は、その通告の日から当該領域に對する適用を終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用されていた領域でその後独立したものの政府は、独立の達成後九十日以内に、国際連合事務総長に對する通告により、この協定に對する締約国の権利及び義務を受諾した旨を宣言することができる。当該政府は、その通告の日から、この協定の当事者となる。

第六十八条 自発的脱退

千九百六十三年九月三十日前においては、いすれかの締約国も、この協定から自発的に脱退する旨の通告を行なうことができない。その後はいつでも、いすれかの締約国も、国際連合事務総長に對して書面による脱退の通知を行なうことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、通知が受領された後九十日で効力を生ずる。

第六十九条 強制的脱退

理事会は、いすれかの加盟国がこ

の協定に基づく義務を履行せず、かつ、その不履行がこの協定の運用を著しく害していると認める場合には、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、当該加盟国に對し機関から脱退することを要求することができる。理事会は、この決定を直ちに国際連合事務総長に通告する。当該加盟国は、理事会の決定の後九十日で、機関の加盟国であることを終止し、また、当該加盟国が締約国である場合には、この協定の締約国であることを終止する。

第七十条 脱退する加盟国の会計上の決済

(1) 理事会は、脱退する加盟国についてその会計上の決済を行なう。機関は、脱退する加盟国がすでに支払つた金額を返還しないものとし、また、当該加盟国は、脱退が効力を生じた時に機関に對して負っている債務を弁済する義務を引き続き負うものとする。ただし、改正を受諾することができないため第七十三条(2)の規定に基づいてこの協定から脱退し又はこの協定への参加を終止する締約国については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

(2) この協定から脱退し又はこの協定への参加を終止した加盟国は、第七十一条の規定に基づいてこの協定が終了する際に、清算の結果生ずる残金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しない。

第七十一条 有効期間及び終了

(1) この協定は、(2)の規定に基づいてその有効期間を延長されず、又は(3)の規定に基づいて一層早く終了しない限り、効力発生の日から第五の完全なコーヒール年度の満了まで、効力を有する。

(2) 理事会は、この協定の効力発生の日の後第五の完全なコーヒール年度中に、区分ごとにその総票數につき三分の二以上の多數にあたる數となる票で過半数の加盟国が投するものによる議決をもつて、この協定について再交渉すること又はこの協定の有効期間を理事会が定める期間だけ延長することを決定することができる。

(3) 理事会は、区分ごとにその総票數につき三分の二以上の多數にあたる數となる票で過半数の加盟国が投するものによる議決で、いつでも、この協定の終了を決定することができる。その終了は、理事会が定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定の終了後も、機関の清算、その会計上の決済及びその財産の処分を実施するため必要な期間中存続するものとし、また、その期間中、これらの目的のために必要な権限及び任務を有する。

第七十二条 検討

理事会は、この協定を検討するため、千九百六十五年九月三十日に終るコーヒール年度の後半の六箇月の間に特別會議を開催する。

第七十三条 改正

(1) 理事会は、区分ごとの三分の二の多數票による議決で、締約国に對し、この協定の改正を勧告する

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

二九二

ことができる。改正は、國際連合事務局長が、加盟輸出国の總数につき七十五パーセント以上にあたる数の輸出国で加盟輸出国の總票数の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国及び加盟輸入国の總数につき七十五パーセント以上にあたる数の輸入国で加盟輸入国の總票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国から受諾の通告を受領した後百日で、効力を生ずる。理事会は、各締約国が國際連合事務局長に対して改正の受諾を通告することができ期限を定めることができる。改正がその期限までに効力を生じなかつた場合には、当該改正は、撤回されたものとみなす。理事会は、國際連合事務局長に対し、改正が効力を生じたかどうかを決定するため必要な情報を提供する。

(2) いずれかの締約国又は加盟国若しくは加盟集團の構成員であるいずれかの國領で改正が効力を生じた日までに当該改正を受諾する旨の通告がそれについて行なわれなかつたものは、その日に、この協定への参加を終止する。

第七十四条 國際連合事務局長の通告

國際連合事務局長は、千九百六十二年の國際連合コーヒー會議に代表又はオブザーヴァーを派遣したすべての政府並びに國際連合又はそのいずれかの專門機關の加盟国である他のすべての政府に対し、批准書、受諾書又は加入書の寄託並びにこの協

定が暫定的に及び確定的に効力を生じた日を通告するものとする。國際連合事務局長は、また、すべての締約国に対し、第五條、第六十七條、第六十八條若しくは第六十九條の規定に基づき各通告、第七十一條の規定に基づいて延長されたこの協定の有効期間が満了し、又は同條の規定に基づいてこの協定が終了する日及び第七十三條の規定に基づいて改正が効力を生ずる日を通告するものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

英語、フランス語、ロシア語、スペイン語及びポルトガル語によるこの協定の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、國際連合の記録に寄託される。國際連合事務局長は、各署名國政府及び各加入國政府に対してその認証原本を送付するものとする。

アフガニスタンのために

アルバニアのために

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

本官は、オーストラリア連邦政府が、パプア地域及びニュー・ギニア信託統治地域にこの協定が適用されることを宣言する旨を、第六十七條の規定に従い、

同政府のためにここに通告する。

J・プリムソル

千九百六十二年十一月二十三日

オーストラリアのために

F・マツチ

千九百六十二年十一月二十三日

ベルギーのために

ヴァルテル・ロリダン

ポリヴィアのために

ハイレ・カバリエロ・タマヨ

ブラジルのために

セルジオ・アルマンド・フラザン

ブルガリアのために

イルマのために

ブルンディのために

パスカル・ブビリザ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和國のために

カンボディアのために

カメルーンのために

J・クオー・ムクリ

カナダのために

ポール・トレンブレ

千九百六十二年十月十六日

中央アフリカ共和国のために

M・ガリン・ドゥアト

千九百六十二年十一月十六日

セイロンのために

チャードのために

D・シニヴァイツァー

千九百六十二年十一月三十日

チリ政府は、千九百六十二年の國際連合コーヒー會議の会期中に行なわれた討議に最も深い関心をもつて参加し、

一次産品の価格の不斷の変動により発展途上にある國にもたらされる深刻な問題に解決を見いだすために國際連合が払った努力並びに、コーヒーの問題につき、コーヒー生産國及びコーヒー消費國がその共通の利益のための措置について合意するに國際會議を後援した國際連合の果敢な行動を満足の念をもつて注目し、

チリが、コーヒー生産國でなく、性格的に小消費國であるにもかかわらず、アメリカ大陸の生産國でその經濟がコーヒーの販売及び世界市場におけるコーヒーの価格に大きく依存しているものに対する連帯感のしるしとして國際コーヒー會議に参加した事実について

注意を喚起し、アメリカ大陸のコーヒー生産國に対する友情及び連帯感の表明として、また、世界市場における一次産品の貿易に関する困難につき國際連合及び國際的協力關係のわく内において恒久的な解決策を見いだそうとする自國の希望の表現として、千九百六十二年の國際コーヒー協定に賛意を表し、かつ、署名することここに宣言する。

中国のために

コロンビアのために

カルロス・サンス・デ・サンタマリア

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(レオポルドヴィル)のために

P・ムボヨ

千九百六十二年十一月二十七日

コスタリカのために

F・ヴォリオ・J

キューバのために

カルロス・レチエガ

千九百六十二年十一月三十日

キューバ政府は、諸國間の權利の平等及び相互的尊重、特に、一次産品の市場を安定させ

ることを目的とする協定を基礎として、国際的な経済協力を行なっている。

キューバは、そのような政策に基づき、過去に締結されたコーヒーに関するすべての協定の当事国であり、また、ここに署名する千九百六十二年の国際コーヒー協定に結実した国際連合コーヒー会議に積極的に参加した。

第四十七条(3)に政府の輸入独占機関及び公的買付機関の運営が多かれ少なかれコーヒーの消費の増大を妨げるおそれがあることが規定されていることを考慮し、キューバ政府は、次のように宣言することが必要であると考える。

「第四十七条(3)の規定は、キューバの貿易独占機関について適用されると解釈することができない。なぜならば、この貿易独占機関は、相互の利益及び相互の尊重を基礎としてすべての国(その経済上、社会上及び政治上の制度のいかんを問わない。)とのキューバの貿易を拡大すること並

びにキューバの国民経済を発展させることを

目的とするキューバの政策のための効果的な手段であるからである。

キューバの国民経済の発展は、生活水準の向上及び、コーヒーその他の多くの一次産品についてキューバで実証されるように、大衆の消費の増大に直接に貢献するものである。」

サイプラスのために

チエッコスロヴァキアのために

ダホメのために

デンマークのために

批准を条件として

A・フセリン・イエンセン

千九百六十二年十一月二十九日

ドミニカ共和国のために

M・E・デ・モヤ

エクアドルのために

M・ウスコヴィッチ

千九百六十二年十一月二十八日

エル・サルヴァドルのために

F・R・リマ

エチオピアのために

ドイツ連邦共和国のために

ジギスムント・フライヘル・フォン・ブラオン

千九百六十二年十一月十日

マラヤ連邦のために

ローデシア・ニアサランド連邦のために

フィンランドのために

フランスのために

R・セイドウ

ガボンのために

ジャンマリ・ニウンドウ

千九百六十二年十月十二日

ガーナのために

ギリシャのために

グアテマラのために

ロベルト・アレホス

ギニアのために

ハイチのために

カルレ・オギュスト

ホンデュラスのために

G・カセレスII P

ハンガリーのために

アイスランドのために

S・K・ロイ

インドのために

千九百六十二年十一月二日

インドネシアのために

L・N・パラル

千九百六十二年十一月二日

十一日

イランのために

イラクのために

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

ジュゼッペ・ブラザスカ

象牙海岸のために

コナン・ベディエ

千九百六十二年十月二十四日

ジャマイカのために

日本国政府のために

政府の承認を条件として

岡崎勝男

ジョルダンのために

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

政府の承認を条件として

ジョルジュ・ハキム

千九百六十二年十月二日

リベリアのために

リビアのために

ルクセンブルグのために

M・シュタインメツ

千九百六十二年十一月二日

マダガスカルのために

十日

L・ラコトマラ

マリのために

モリタニアのために

メキシコのために

政府の承認を条件として

M・A・コルデラ・ジュニア

モンゴルのために

モロッコのために

ネパールのために

オランダのために

C・W・A・シュールマン

千九百六十二年十一月三日

ニュージーランドのために

F・H・コーナー

千九百六十二年十一月二日

ニカラグアのために

政府の承認を条件として

J・M・カステイロ

千九百六十二年十月二日

ニジエールのために

ナイジェリアのために

S・O・アデボ

千九百六十二年十一月二日

ノールウェーのために

シヴェルト・A・ニールセン

千九百六十二年十一月三日

パキスタンのために

十日

昭和三十九年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

パナマのために

別記の宣言を附して

J・M・サンチェス・B

千九百六十二年十一月八日

コロン自由地域がパナマ共和国の關稅地域外にあるとされている事実を照らし、本官は、國際コーヒー協定に署名するにあたり、パナマ共和国がコロン自由地域を通過するコーヒーを同地域を經由する國際通過貨物とみなすこと及び、したがって、そのコーヒーが、パナマ共和国に輸入され又はパナマ共和国から再輸出されるコーヒーとみなされ得ず、單に、生産國から積み出され消費國に向けられた通過中のコーヒーであり、当該生産國の輸出割當使用分に算入され、かつ、当該消費國の輸入割當使用分に算入されるものとみなされることを、ここに記録に止める。

パラグアイのために

ベルーのために

ルイス・エドガルド・リョー

ファイリピンのために

ポーランドのために

ポルトガルのために

ヴァスコ・ヴィエイラ・ガリ

大韓民国のために

ヴィエトナム共和国のために

ルーマニアのために

ルワンダのために

國際連合ルワンダ政府代表

大使 マルティン・ウザムグ

千九百六十二年十月二日

サウディ・アラビアのために

セネガルのために

シエラ・レオネのために

シエラ・レオネ政府代表

ガーシオン・B・O・コリー

千九百六十二年十一月三

スペインのために

ホセ・F・デ・レケリカ

スウェーデンのために

アダ・レッゼル

千九百六十二年十月五日

スイスのために

エルネスト・A・タルマン

千九百六十二年十一月三

タイのために

A・Z・スシロ・スワイ

タンガニカのために

トリニダット・トバゴのために

エリス・クラーク

千九百六十二年十一月三

トルコのために

アポロ・K・キロンデ

千九百六十二年十一月二

ウクライナ・ソヴィエト社会主義

共和国のために

A・ドブリニン

別記の宣言を附して

千九百六十二年十一月二十三日

ソヴィエト社会主義共和國連邦政府は、この協定の締結を容易にすることを希望して、同協定に署名した。

第四十七条(3)に、政府の輸入独占機關及び公的買付機關の運営が多かれ少なかれコーヒーの消費の増大を妨げるおそれがある旨の規定が含まれていることを考慮し、ソヴィエト社会主義共和國連邦政府は、この規定がソヴィエト社会主義共和國連邦の貿易独占機關に適用されるものと解釈することはできないことを言明することが必要であると信ずる。

ソヴィエトの貿易は、國家独占を基礎として行なわれており、この國家独占は、ソヴィエト社会主義共和國連邦憲法に定められており、ソヴィエト社会主義

共和国連邦の社会
経済制度の機構上
の締結であつて、
同制度の不可分の
一部である。
貿易独占機関
は、国の経済的発
展を促進すること
を目的とするもの
である。ソヴィエ
ト社会主義共和国
連邦の貿易独占機
関は、四十五年に
近いソヴィエトの
貿易の歴史が示し

ているように、す
べての国（その社
会制度及び発展の
程度のいかんを問
わない。）との貿易
を総合的に発展さ
せることを確保し
ている。ソヴィエ
ト社会主義共和国
連邦は、八十以上
の国と貿易を行な
つており、千九百
六十一年における
その貿易量は、不
変価格で比較し

て、千九百五十五
年におけるその貿
易量の二倍に近
く、また、千九百
三十八年の水準
のほとんど十倍に
達していることを
指摘すれば十分で
ある。貿易独占機
関は、貿易の拡大
を妨げるところ
か、現にこれを促
進している。
ソヴィエトの貿

易独占機関の性格
及び目的を歪曲す
ることは、ならぬ
の益もなく、ソ
ヴィエト社会主義
共和国連邦の経済
機構の性格につき
官界及び実業界に
誤解を与えようと
する試みである。
アラブ連合共和国のために
グレート・ブリテン及び北部ア
일랜드連合王国のために

ハトリック・デイリン
アメリカ合衆国のために
W・マイケル・ブルメンター
ル
上ヴォルタのために
ウルグアイのために
ヴェネズエラのために
政府の承認を条件として
マウリシオ・パエス
イエメンのために
ユーゴスラヴィアのために

附屬書 A 基本輸出額当て(単位:袋、一袋は六十キログラム)

ブラジル	一八、〇〇〇、〇〇〇
コロンビア	六、〇〇一、二八〇
コスタ・リカ	九五〇、〇〇〇
キューバ	二〇〇、〇〇〇
ドミニカ共和国(注a)	四二五、〇〇〇
エクアドル	五五二、〇〇〇
エル・サルヴァドル	一、四二九、五〇〇
グアテマラ	一、三四四、五〇〇
ハイチ(注a)	四二〇、〇〇〇
ホンデュラス	二八五、〇〇〇
メキシコ	一、五〇九、〇〇〇
ニカラグア	四一九、一〇〇
パナマ	二六、〇〇〇
ペルー	五八〇、〇〇〇
ヴェネズエラ	四七五、〇〇〇
カメルーン	七六二、七九五
中央アフリカ共和国	一五〇、〇〇〇
コンゴ(ブラザヴィル)	一一、〇〇〇
ダホメ	三七、二二四
ガボン	一八、〇〇〇

象牙海岸

マダガスカル共和国

トーゴ

ケニア

ウガンダ

タンガニイカ

ボルトガル

コンゴ(レオポルドヴィル)(注b)

エチオピア

インド

インドネシア

ナイジェリア

ルワンダ及びブルンディ(注b)

シエラ・レオネ

トリニダード

イエメン

合計

注a ハイチ共和国及びドミニカ共和国は、一九六三―六四年度において、二〇パーセントまでそれぞれの調整済み基本輸出額当てをこえて輸出することを許される。

ただし、この増加分は、いかなる場合にも、票の配分を算定する際には考慮に入れな
い。第七二条に規定するこの協定の検討に際しては、これらの国における二年間隔の生
産周期に対して特別の考慮を払う。

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

二九六

注b コンゴ共和国(レオポルドヴィル)は、第一コーヒー年度において、理事会に対し、輸出可能な七〇〇、〇〇〇袋をこえる生産があつたことについての十分な証拠を提出した場合には、理事会により、九〇〇、〇〇〇袋まで輸出することを承認される。同国は、第二コーヒー年度及び第三コーヒー年度においては、前年度における輸出の二〇パーセントをこえない数量だけ輸出を増大させることを許される。ルワンダ及びブルンディは、理事会に対し、輸出可能な三四〇、〇〇〇袋をこえる生産があつたことについての十分な証拠を提出した場合には、理事会により、第一コーヒー年度においては合計して四五〇、〇〇〇袋まで、第二コーヒー年度においては合計して五〇〇、〇〇〇袋まで、第三コーヒー年度においては合計して五六五、〇〇〇袋までそれぞれ輸出することを承認される。ただし、最初の三コーヒー年度においてこれらの国に認められる割増し分は、いかなる場合にも、票の配分を算定する際には考慮に入れない。

附屬書B 第七章第四十条に規定する割当て外の仕向国
この協定の適用上、次の地域は、割当て外の国とする。

バーレン
バストランド
ベチュアナランド
セイロン
中国(台湾)
中国(本土)
ローデシア・ニアサランド連邦
ハンガリー
イラン
イラク
日本国
ジョルダン
クウェイト
マスカット・オーマン
オーマン
フィリピン
ポーランド
カタール
大韓民国
北朝鮮
ヴィエトナム共和国
北ヴィエトナム
ルーマニア
サウディ・アラビア

ソマリア
南西アフリカ
スーダン
スワジランド
タイ
南アフリカ共和国
ソヴィエト社会主義共和国連邦

附屬書C 原産地証明書
この証明書は、國際コーヒー協定に基づいて作成される。この証明書の原本一部は、輸出に關する書類とともに提出するものとし、また、輸出(及び輸入)のための通關の際に要求される。

第 号 (生産國)
(將來の連絡において引用される。)
下に記載する生コーヒー、可溶性コーヒー、半いりコーヒーその他の
コーヒーが (生産國)において生産されたものであることを証明す
る。

種 穀 船 名: 又はその他の輸送機關名
仕 出 地: (搬込港名その他の搬込地点名)
仕 向 地: (最終仕向先の港名又は国名)
産 出 地:
到着予定日:

(日付)

荷印その他 数 量 合計重量 備 考
の表示 (單位数) キログラム ポ ンド

生コーヒー 総 重 量 総 重 量
正味重量 正味重量

いりコーヒー又は 総 重 量 総 重 量
可溶性コーヒー 正味重量 正味重量

その他のコーヒー
(特記すること。)

日 付 署名 (証 明 人)

(証明団体)

附屬書D 千九百六十一年における輸出及び輸入の表
I 輸出(単位:千袋、一袋は六十キログラム)

国 名	袋	パーセント
ボリヴィア	(注a) 一六、九七一	三九・二
ブラジル	三九七	〇・九
ブルンディ及びルワンダ	五九一	一・四
カメルーン	一一一	〇・三
中央アフリカ共和国	六五一	一・三
コロンビア	(注a) 四九九	一・二
コンゴ(ブラザヴィル)	八三五	一・九
コンゴ(レオポルドヴィル)	八五	〇・二
コスタ・リカ	四〇	〇・一
キューバ	三二七	〇・八
ダホメ	三八一	〇・九
ドミニカ共和国	四三〇	二・二
エクアドル	(注a) 九五〇	〇・一
エル・サルヴァドル	二八	二・九
エチオピア	二〇〇	〇・五
ガボン	三三八	〇・八
ガーナ	二五五	〇・五
グアテマラ	二〇〇	〇・五
ギニア	三三八	〇・八
ハイチ	二一〇	〇・五
ホンデュラス	五三九	一・二
インド	〇九一	二・五
インドネシア	六・八	六・〇
象牙海岸	(注a) 四一	〇・一
ジャマイカ	六五一	一・五
リベリア	(注a) 四八三	〇・〇
マダガスカル	三四九	〇・八
モリタニア	(注a) 〇・〇	〇・〇
メキシコ	(注a) 〇・〇	〇・〇
ニカラグア	(注a) 二五	〇・一
ナイジェリア	(注a) 五六七	一・三
パナマ	(注a) 四・五	四・五
パラグアイ		
ペルー		
ポルトガル		

ルワンダ(ブルンディの項参照)

シエラ・レオネ

タンガニイカ

トーゴ

トリニダード・トバゴ

連合王国(ケニア)

連合王国(ウガンダ)

上ヴォルタ

ヴェネズエラ

イエメン

合計

注a 二二、〇〇〇袋未満
II 輸入(単位:千袋、一袋は六十キログラム)

国 名	袋	パーセント
アフガニスタン	(注a) 八五	〇・二
アルバニア	四三八	一・〇
アルゼンティン	一七一	〇・四
オーストラリア	五三六	一・二
オーストリア	八〇六	四・二
ベルギー	(注a) 四〇六	〇・九
ブルガリア	八〇	〇・二
ビルマ	四三、二一九	一〇・〇
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国(ソヴィエト社会主義共和国連邦に含まれる。)		
カンボディア		
カナダ		
セイロン		
チャード		
チリ		
中国		
サイプラス		
チェコスロヴァキア		
デンマーク		
ドイツ連邦共和国		
マラヤ連邦		
ローデシア・ニアサランド連邦		
フィンランド		
フランス		
ギリシャ		
ハンガリー		
アイスランド		
イラン		
イラク		

昭和三十三年三月十三日

衆議院会議録第十四号(その二)

千九百六十二年の国際ユービー協定の締結について承認を求めるの件

二九七

昭和三十九年三月十三日 衆議院會議第十四号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒ協定の締結について承認を求めるの件 議案に関する報告書

二九八

アイルランド	(注 a)	〇・〇	ルーマニア	(注 a)	〇・〇
イスラエル	七四	〇・二	サウディ・アラビア	(注 a)	〇・〇
イタリア	一、七五三	四・〇	セネガル	(注 a)	〇・〇
日本国	二四四	〇・六	ソマリヤ	(注 a)	〇・〇
ジョルダン	二三	〇・一	南アフリカ共和国	(注 a)	〇・〇
クウェイト	(注 a)	〇・〇	スペイン	(注 a)	〇・〇
ラオス	(注 a)	〇・〇	スーダン	(注 a)	〇・〇
レバノン	(注 a)	〇・四	スウェーデン	(注 a)	〇・三
リビア	(注 a)	〇・〇	スイス	(注 a)	一、二九五
ルクセンブルグ(ベルギーに含まれる。)	(注 a)	〇・〇	シリア	(注 a)	五四一
マリ	(注 a)	〇・〇	タイ	(注 a)	三一
モンゴル	(注 a)	〇・〇	テュニジア	(注 a)	八三
モロッコ	(注 a)	〇・三	トルコ	(注 a)	四八
ネパール	(注 a)	〇・〇	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国(ソヴィエト社会主義共和国連邦に含まれる。)	(注 a)	〇・一
オランダ	(注 a)	二・六	ソヴィエト社会主義共和国連邦	(注 a)	〇・二
ニュー・ジラランド	(注 a)	〇・一	アラブ連合共和国	(注 a)	〇・〇
ニジニール	(注 a)	〇・〇	連合王国	(注 a)	〇・〇
ノールウェー	(注 a)	一・〇	アメリカ合衆国	(注 a)	二・三
パキスタン	(注 a)	〇・〇	ウルグアイ	(注 a)	四六四
フィリピン	(注 a)	〇・〇	ユーゴスラヴィア	(注 a)	四五
ポーランド	(注 a)	〇・二	合計	(注 a)	一四三
大韓民国	(注 a)	〇・〇			四三、三九三
ヴィエトナム共和国	(注 a)	〇・〇			一〇・〇

一 議案の要旨及び目的
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
地方公営企業に対し、低利かつ長期の資金を供給することを任務とする公営企業金融公庫に關し、政府追加出資の手續きを明確化するとともに、監事の権限を強化し、よりとするものであつて、その内容は次のとおりである。

1 政府は、予算の定める金額の範囲内で公営企業金融公庫に対し、追加出資することができ、その追加出資額により資本金を増加するものとする。

2 同公庫の監事は、監査の結果に基づき、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができるものとする。

二 議案の修正議決理由
公営企業金融公庫の業務運営の基礎を確立し、ひいては地方公営企業の健全な発達を図るうとする本案の措置は一応適當と認めるが、なお一層監事の権限を強化する必要があるため、別紙の通り、全会一致をもつて、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案による別紙のような附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費
昭和三十九年度特別会計予算(大蔵省所管)産業投資特別会計中に一億円の追加出資(この追加出資により公庫の資本金は二十五億円となる)を計上している。

右報告する。

昭和三十九年三月五日
地方行政 森田重次郎
委員長
衆議院議長船田中殿
〔別紙〕
第十條に次の一項を加える。
(一は修正)
監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

〔別紙〕
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、地方公営企業経営の実態にかんがみ、公営企業金融公庫の提供資金を低利かつ安定したものとする必要がある。

よつて政府は、次の点についてすみやかに適切な措置を講ずべきである。

一、今後さらに公営企業金融公庫の出資金を大幅に増額し、同公庫の機能の充実を図ること。

二、公営企業金融公庫資金の貸付利率を引き下げ、償還年限の延長を行なうとともに融資先及び融資対象の拡大につとめること。

右決議する。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の趣旨及び目的

現行の原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和三十三年十二月五日発効）では、わが国が米國から入手できる原子力研究事業に必要な特殊核物質の量は制限をされていたが、最近のわが国における原子力研究事業の拡大発展に伴つて研究用特殊核物質の需要が増大したため、政府はこの不便をのぞくため、米國政府と交渉を行なつて来た結果、この協定協定の一部を改正することにつき合意に達したので昭和三十三年八月七日ワシントンで本議定書に署名した。

本議定書は、協力協定第五条A研究用資材の項中ただし書を削除し、合意される条件により、合意される量だけ入手できること、また、研究用原子炉の燃料供給及び関連実験に用いられるウラン二三五の受入れについては、協力協定第七条に規定しているの第五条からこれを除くことを規定している。

なお、本議定書は、それぞれの政府が法律上及び憲法上のすべての要件を満たした旨の文書を受領した日に効力を生じ、協力協定の

効力の存続期間中効力を有することになつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

二 本件の議決理由

原子力の平和利用の研究事業が拡大発展しつつある今日、本議定書を締結することは、原子力開発の円滑な進展のために大きな貢献をなすものであり、妥当かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月六日

外務委員長 赤澤 正道

衆議院議長船田中殿

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

一九五七年十月に発効して現行の北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約により設置されている北太平洋おつとせいの委員会の勧告が一九六二年十一月に提出されたので右の勧告を審議するため、当国国会が一九六三年二月東京で開催され、条約に所要の改正を加えた議定書案が作成された。この議定書案はその後若干の字句の修正を経て同年十月八日ワシントンで日本、カナダ、米

国、ソ連の四箇国により署名された。

本議定書は、(一)条約の効力期間を六年間延長すること。(二)北太平洋おつとせいの委員会に、陸上鯨ととの関連において海上鯨獲を行なうことが一定の状況の下において、条約の目標に悪影響を与えることなく許可されるかどうかを研究させ、これについて勧告を条約延長後の第五年度の終期に行なわせること。(三)調査を促進するため十分な頭数の乳幼鯨に標識を附すること、及び、海上鯨獲については北太平洋おつとせいの委員会が随時頭数の決定を行なう場合を除くほか、東太平洋では二千五百頭、西太平洋では二千二百頭を限度とすることに同意し、調査のため標識を附すべきおつとせいの頭数及び調査目的のための海上鯨獲の頭数を規定していた附表を削除すること。(四)鯨の配分方法を変更し、ソ連は日本及びカナダに、条約延長後の最初の三年間、毎年、千五百頭分のおつとせいの鯨皮を引き渡し、その後の三年間は第九条に定められた陸上鯨獲数の比率十五パーセントでそれぞれの国に配分すること等について規定している。

本議定書は、できる限りすみやかにアメリカ合衆国政府に批准書を寄託することになつており、四番目の批准書が一九六三年十月十四日以前に寄託された場合には一九六三年十月十四日に、四番目の批准書が前記の日の後に寄託され

た場合にはその寄託の日に効力が生ずる。この議定書が一九六四年一月三十一日までに発効しなかつた場合には第七年度の海上調査については改正前の条約が適用され、また議定書が商業的鯨獲の第七年度の鯨期開始後に発効した場合にも、鯨皮の配分について改正された第九条の規定を適用する。

なお、本条約は十二年間有効とし、その後は、新たな又は改正されたおつとせいの条約が当事国間で効力を生ずる時又は前記の十二年の期間後一年が経過する時のいずれか早い時まで引き継ぎ効力を有する。ただし、第十二年度の初期の会合において当事国が行なう決定により、この条約の効力をさらに一定期間だけ延長することができ

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

二 本件の議決理由

現行条約によつて六年間科学調査を行なつてきたが、最終的結論を得ることができなかったため、今後さらに六箇年延長して十分な科学的調査を行ない、おつとせいの資源の適正な管理方法を見出すこととは、海洋資源に対するわが国の基本的立場に合致するものである。また、わが国はソ連からも鯨皮の配分を受けることとなり、受け取る鯨皮が増加することになる

ので、本議定書の締結は適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は昭和三十三年度一般会計予算農林省所管北太平洋おつとせいの委員会分担金として六十八万六千円計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月六日

外務委員長 赤澤 正道

衆議院議長船田中殿

千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

コーヒーの生産は近來世界的に過剰傾向が顕著となり、一九五四年以降コーヒーの国際価格は下落の一途をたどり、コーヒーの輸出に依存する諸国の経済は著しい困難に直面し、これを打開するため一九六二年七月九日から国際連合本部においてコーヒー会議が開催され、同年九月二十八日本協定が採択され、わが国は同日これに署名した。

本協定は、世界におけるコーヒーの需給の均衡及び価格の安定を図ることにより、コーヒー生産国の経済の発展に寄与することを目的としており、その主な内容は、(一)本協定を運用し、かつ、実施を監督するため、国際コーヒー機関をロンドンに設立し、国際

コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営むものとする。(一)附属書Aに掲げる輸出国は、一九六二年十月一日に始まる最初の三コーヒー年度において、同附属書に定める基本輸出割当てを有する。理事会は年間及び四半期ごとの輸出割当てを決定し、輸出国は、これらの輸出割当てをこえて輸出してはならない。ただし、附属書Bに掲げられている地域(一人当たりの消費量が現在に少ないが将来増加する可能性がある世界の特定の地域であつてわが国もこれに含まれる。)は輸出割当て使用分に算入しない。(二)加盟生産国は、コーヒーの生産を国内消費、輸出及び在庫のために必要な数量に調整することを約束し、理事会に加盟生産国にコーヒーの生産目標を勧告する。加盟生産国は前記の目的達成のために執る方策及び手続について全面的に責任を負う。加盟輸入国は、コーヒーの生産と需要の均衡をもたらし、コーヒーの生産制限について生産国に協力し、また、加盟国はコーヒーの消費の最大限の増大を達成することが重要であることを認める。(三)加盟国でない輸出国の輸出が加盟国の犠牲で増加することを防ぐため、特定の場合に非加盟国からのコーヒーの輸入を制限又は低減する。等である。

本協定は署名国政府により、その憲法上の手続に従つて批准され、又は受諾されるものとし、一九六三年十二月二十七日に効力を生じている。

なお、本協定は一九六七年九月三十日まで効力を有する。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき国会の承認を求めようとするのである。

二 本件の議決理由

わが国が国際コーヒー機関の加盟国となることにより、わが国関係業界の発展に資することができ、また、貿易を通ずる低開発国の援助及び一次産品問題の解決に対するわが国の積極的態度を明らかにすることとなるので、妥当な措置であることと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和三十一年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項目に、国際コーヒー機関分担金として六十三万円計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月六日
外務委員長 赤澤 正道
衆議院議長船田中殿

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、内航海運の現状にかんがみ内航貨物船及び港湾運送用荷役機械の整備を促進するため、特定船舶整備公団が行なう業務の範囲を拡大し、あわせて公団の監事の監査機能を強化しようとするもので、改正の主なる点は次のとおりである。

1 公団は、現在海上旅客運送事業者等と費用を分担して、国内旅客船及び港湾運送用船舶の建造並びに戦艦船の代替による貨物船の建造等を業務としており、その範囲を更に次のとおり拡大すること。

(一) 老朽貨物船等を解撤する海上貨物運送事業者等と費用を分担して、内航貨物船の整備等ができること。

(二) 港湾運送事業者等と費用を分担して、港湾運送用荷役機械の整備等ができること。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて運輸大臣に意見を提出することができること。

二 議案の修正議決理由

本案は、内航貨物船の近代化並びに港湾における荷役能率の向上を図るため、おおむね妥当な措置と認めるが、監事の職制に関する規定を若干修正する必要があることと認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十一年度資金運用部資金より十九億四千二百万円、石炭鉱業合理化事業団より七億六百万円の融資を受けることとなつてい

右報告する。

昭和三十三年三月十日
運輸委員長 川野 芳満
衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

(一は修正)

第十條に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて運輸大臣に意見を提出することができる。

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国立大学の学部学科、大学院等の新設・拡充、国立工業高等専門学校の新設、学年進行等による増員並びに姫路城の修理工事終了による減員及び平城宮跡の発掘調査の促進等による増員を行なうため、文部省の職員を次のように改めようとするものである。

本省八九、八〇〇人、うち八七、五二六人は国立学校の職員とする。(増員三、九二七人、うち三、八五一人は国立学校の職員)文化財保護委員会 五四四人(減員七一人、増員二三人、差引四八人の減員)

合計 九〇、三四四人(差引三、八七九人の増員)

二 議案の可決理由

本案は、文部行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約十四億二百万円が昭和三十三年

度国立学校特別会計予算に計上されている。

昭和三十三年三月十二日
内閣委員長 徳安 實藏
衆議院議長船田中殿

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、北海道及び東北地方における産業の振興開発を一層促進するため、政府の北海道東北開発公庫に対する追加出資についての規定等を整備しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 政府は、予算で定める金額の範囲内において、北海道東北開発公庫に追加して出資することができることとし、それにより同公庫は資本金を増加するものとする。(同公庫の資本金は、現在三十五億円であるが、昭和三十一年度においては、産業投資特別会計から十億円出資することとしている。)

2 同公庫の業務がより適正かつ能率的に運用されるようにするため、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができるものとする。

3 従来、主務大臣の指定により公庫の業務対象とされていた北海道及び東北地方の産業の振興開発に寄与する事業用の土地の

造成事業を、公庫の業務の範囲に明記すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、北海道東北開発公庫の使命達成のため、おおむね妥当な措置と認めるが、監事の職務権限の規定については若干修正することを適当と認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社会党の山内広君より、修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和三十九年三月十二日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

（——は修正）

第九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

昭和三十九年三月十三日 衆議院會議録第十四号(その二)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
 (ただし良質紙は二十円)
 (配達料とも)

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京五

九四三
九四二
九四一
代代代
課